

史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 目尾炭坑跡編 -

令和3年（2021）3月

飯塚市教育委員会

【目尾の由来】

目尾炭坑跡の「目尾」とは、この地に律令制（7世紀後半～10世紀頃）の役人で「目（さくわん）」が住んでおり、その「さくわん」が変化したものと考えられている。

序

令和3年(2021)3月

飯塚市教育委員会

教育長 武井 政一

例言

- 1 『史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 目尾炭坑跡編 -』(以下「本計画」)は、史跡筑豊炭田遺跡群目尾炭坑跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は、平成30年度、令和元年度(平成31年度)、令和2年度の3か年で実施した。平成30年度は各市教育委員会の事務局で共通部分の素案を作成し、令和元年度については先行して田川市、直方市の保存活用計画を策定し、令和2年度には飯塚市(以下「本市」)の保存活用計画策定事業として実施した。
- 3 本計画の策定に際しては、令和2年度に「目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課(以下「文化庁」)、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課(以下「県教育委員会」)の指導のもと、飯塚市教育委員会(以下「市教育委員会」)が行った。
- 4 計画策定にかかる事務は、飯塚市教育委員会教育部文化課文化財保護推進室(以下「市文化財所管課」)が担当し、関連業務の一部を(株)都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 5 本計画では、「炭坑」と「炭鉱」の使い分けについて、原則、前近代的なもの・概念的なもの・穴を想定するものは「炭坑」、近代的で機械化が進んだものは「炭鉱」と表記する。社名、固有名詞、文化財指定名称等については、それぞれに応じて「鑛、礦、砒」を使用する。
- 6 本計画でいう「筑豊地域」の範囲は、特に断りのない限り、筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の5郡とする。(現在の北九州市戸畑区、北九州市八幡東区の一部、北九州市八幡西区、北九州市若松区、中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)
- 7 本計画の策定にあたり、関係機関および関係者に多大なるご協力をいただいたことを謹んで感謝申し上げます。また、地域住民の方々には調査にご協力いただいたことを、この場を借りてお礼申し上げます。

<画像提供>

表紙 図 2-3-2・2-3-3・3-1-3：九州歴史資料館

図 2-3-4・2-3-6・2-3-7：橋本正勝氏

図 2-3-5・3-2-3・3-2-4：田川市石炭・歴史博物館(© Yamamoto Family)

図 2-3-8：田川市石炭・歴史博物館

図 2-4-9：飯塚市観光協会

図 3-1-1：杉山良輔

図 3-1-2：九州大学附属図書館付設記録資料館

図 3-2-1・3-2-2・3-2-5：東京大学工学部情報理工学図書館

図 9-2-1：梅沢邦夫

図 9-2-3：飯塚片島交流センター

目次

第1章	計画策定の沿革・目的	1
第1節	計画策定の沿革	
第2節	計画策定の目的	
第3節	計画策定の体制	
第4節	計画対象範囲	
第5節	本市における他の計画との関係	
第6節	法規制状況	
第7節	計画の実施	
第2章	筑豊炭田遺跡群の概要	10
第1節	筑豊地域	
第2節	地理的環境	
第3節	歴史的環境	
第4節	社会的環境	
第3章	目尾炭坑跡の沿革と概要	31
第1節	目尾炭坑の沿革	
第2節	調査の成果	
第3節	指定に至る経緯	
第4節	史跡の概要	
第4章	筑豊炭田遺跡群の価値と目尾炭坑跡の構成要素	40
第1節	筑豊炭田遺跡群の価値	
第2節	目尾炭坑跡の構成要素	
第5章	目尾炭坑跡の現状と課題	45
第1節	保存管理の現状と課題	
第2節	活用に関する現状と課題	
第3節	整備に関する現状と課題	
第4節	運営・体制に関する現状と課題	
第6章	筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念	47
第7章	目尾炭坑跡の目指す方向と保存活用方針	48
第1節	目尾炭坑跡の目指す方向	
第2節	目尾炭坑跡の保存活用方針	
第8章	目尾炭坑跡の保存管理	50
第1節	保存管理の方向性	
第2節	保存管理の方法	
第3節	現状変更等の取扱	

第4節	追加指定・公有化の方針	
第5節	調査研究の方針	
第9章	目尾炭坑跡の活用	・ ・ ・ ・ ・ 55
第1節	活用の方向性	
第2節	活用の方法	
第10章	目尾炭坑跡の整備	・ ・ ・ ・ ・ 58
第1節	整備の方向性	
第2節	整備の方法	
第11章	目尾炭坑跡の運営・体制	・ ・ ・ ・ ・ 60
第1節	運営・体制の方向性	
第2節	運営・体制の方法	
第12章	目尾炭坑跡に関する施策の実施計画	・ ・ ・ ・ ・ 62
第1節	実施計画	
第3節	計画の見直し	
参考資料		・ ・ ・ ・ ・ 65

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

北部九州を縦貫する遠賀川流域は、かつて我が国最大の産炭地だった筑豊炭田と呼ばれ、膨大な量の石炭を供給することで日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした。しかし、1960年代の石炭産業の斜陽化にともなって筑豊地域の炭鉱は次々と閉山し、昭和51年（1976）の貝島大之浦露天掘炭硯の閉山によって、筑豊炭田は終焉を迎えた。

閉山後50年が過ぎようとする現在、当時の環境が激変した中で、筑豊炭田を象徴する種々の文化財の価値が再認識され始めた。そこで、三菱飯塚炭礦巻上機台座（飯塚市）、旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓・同第一・第二煙突（田川市）、旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所（直方市）などの比較的容易に視認できる地上遺構を対象に、文化財指定等の保護措置がまずは図られるようになった。特に、平成17年（2005）から始まった「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録運動の一環で、筑豊炭田の文化財を見直す動きが加速した。結果的に、筑豊地域の資産は「明治日本の産業革命遺産」（平成27年（2015）に世界文化遺産登録）の構成資産となり得なかったが、史跡としての価値づけを行うため、地下遺構の範囲内容と変遷過程を明らかにする調査を実施した。

本市は、平成20～27年度に目尾炭坑跡の発掘調査を実施し、平成28年度に調査報告書を刊行した。田川市は平成21～27年度に伊田坑跡の数度にわたる発掘調査を実施して、最終年度に調査報告書を刊行した。直方市は平成28年度に旧直方会議所と救護練習所模擬坑道に関わる建造物、構造物、史料等を対象とした保存対策調査を行って、翌年度に調査報告書を刊行した。各市とも、前述の課題に応える成果を得た。

あわせて、福岡県教育委員会ならびに筑豊炭田関連市町村の文化財担当者により、筑豊に点在する坑口、あるいは、炭坑の事業所、石炭を輸送した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社やその組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などの炭坑関連遺跡（以下「筑豊地域の炭坑関連遺跡」）の悉皆調査を実施したことで、群としての文化財的価値が再認識された。

筑豊地域の炭坑関連遺跡のなかでも、筑豊で初めて機械排水に成功した目尾炭坑跡（飯塚市）、筑豊最大級の炭鉱であった三井田川鉱業所伊田坑跡（田川市、以下「伊田坑跡」）、筑豊地域の石炭流通および保安等の中心だった旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道（直方市、以下「旧直方会議所等」）といった歴史的意義が深く、残存状況が良好な3遺跡がそろって意見具申を行い、平成30年（2018）10月15日の官報告示をもって、国指定史跡筑豊炭田遺跡群（以下「筑豊炭田遺跡群」）となった。

このように、歴史的な環境が変化していく中で、日本の近代化と戦後復興に大きな貢献を果たした筑豊地域の炭坑関連遺跡が、歴史の証左として、今後重要な役割を果たすことは容易に予想される。その代表的、かつ、典型となる筑豊炭田遺跡群を確実に後世へ引き継ぐため、令和2年度に本計画を策定するに至った。

第2節 計画策定の目的

筑豊炭田遺跡群は、筑豊地域、そしてそれぞれが所在する各市にとって、近代化と戦後復興の歴史を象徴する重要な史跡であり、次世代へ確実に伝えていかなければならない。そのためは、今後、適正な保存を図った上で、観光や教育など幅広く活用していく必要がある。

本市は、筑豊炭田遺跡群が所在する田川市、直方市と協議しつつ、有識者等の意見を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値と構成要素を明確化し、1つの史跡として一体的な保存管理、活用、整備、運営・体制の推進を図ることを目的に、保存活用計画を策定する。

第3節 計画策定の体制

(1) 策定の考え方

筑豊炭田遺跡群は、同一の歴史的背景を共有しながら、3つの史跡指定地が地理的に離れ、置かれる環境が異なるという特徴を有している。

上記を踏まえ、史跡指定地がそれぞれ所在する3市が、理念や方針を共有しつつ、各史跡指定地の実情に応じて保存活用計画をそれぞれ策定することとした。

【飯塚市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 目尾炭坑跡編 -

【田川市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画 - 三井田川鉱業所伊田坑跡編 -

【直方市策定】

筑豊炭田遺跡群保存活用計画

- 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道編 -

(2) 目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

本市は、本計画の策定に向けて、景観工学、都市計画、産業経済史の各分野の専門家と地元選出者からなる「目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会（五十音順）

氏名	所属	分野等
伊藤 真奈美	地元選出	NPO 法人嘉穂劇場統括マネージャー
岡田 昌彰 ○	近畿大学教授	景観工学
河野 雅也 ◎	西日本工業大学教授	都市計画
北澤 満	九州大学准教授	産業経済史
竹下 茂木	地元選出	東町東自治会会長

◎：委員長 ○：副委員長

オブザーバー

氏名	所属	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門 文化財調査官	
入佐 友一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長	
松本 将一郎	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 文化財保護係主任技師	

事務局 飯塚市教育委員会
 教育長 武井政一
 教育部長 二石記人
 文化課長 坂口信治
 文化財保護推進室長 毛利哲久
 文化財活用担当主査 樋口嘉彦
 文化財保護担当 八木健一郎

第1回目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

日時：令和2年（2020）10月16日（金）

場所：WEB会議システムを利用した遠隔会議

内容：・策定スケジュールについて

- ・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－目尾炭坑跡編－（案）について

第2回目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会

日時：令和2年（2020）12月25日（金）

場所：WEB会議システムを利用した遠隔会議

内容：・策定スケジュールについて

- ・史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画－目尾炭坑跡編－（案）について

(3) 外部意見の聴取

1) パブリックコメント

本計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画策定の参考とするため、パブリックコメントを募った。

閲覧・意見提出期間：令和3年（2021）1月18日～令和3年2月1日

意見提出方法：飯塚市歴史資料館ホームページならびに、飯塚市歴史資料館で本計画案を公開し、Email、ファックス、郵便、窓口で意見を受け付けた。

2) 飯塚市文化財保存活用推進委員会 近代化遺産協議会

本市における文化財の総合的かつ計画的な保存および活用を図るため、近代化遺産の保存活用に関する協議を行う近代化遺産協議会において、本計画に対する意見聴取を行った。

日時：令和3年（2021）2月9日（火）

場所：飯塚市歴史資料館

第4節 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲は、目尾炭坑跡における史跡として指定を受けている範囲（以下「史跡指定地」）である（図1-4-1、図1-4-2）。

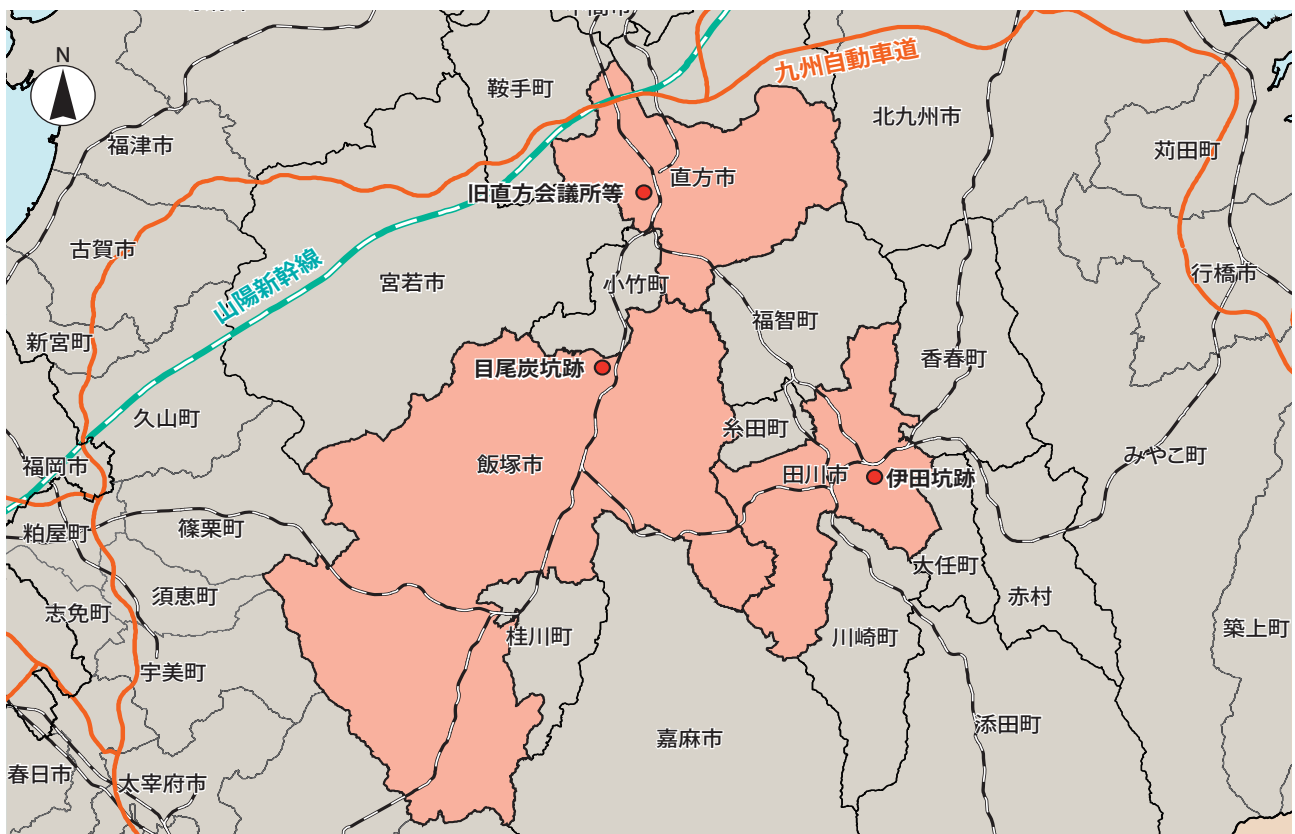


図1-4-1 史跡指定地の分布

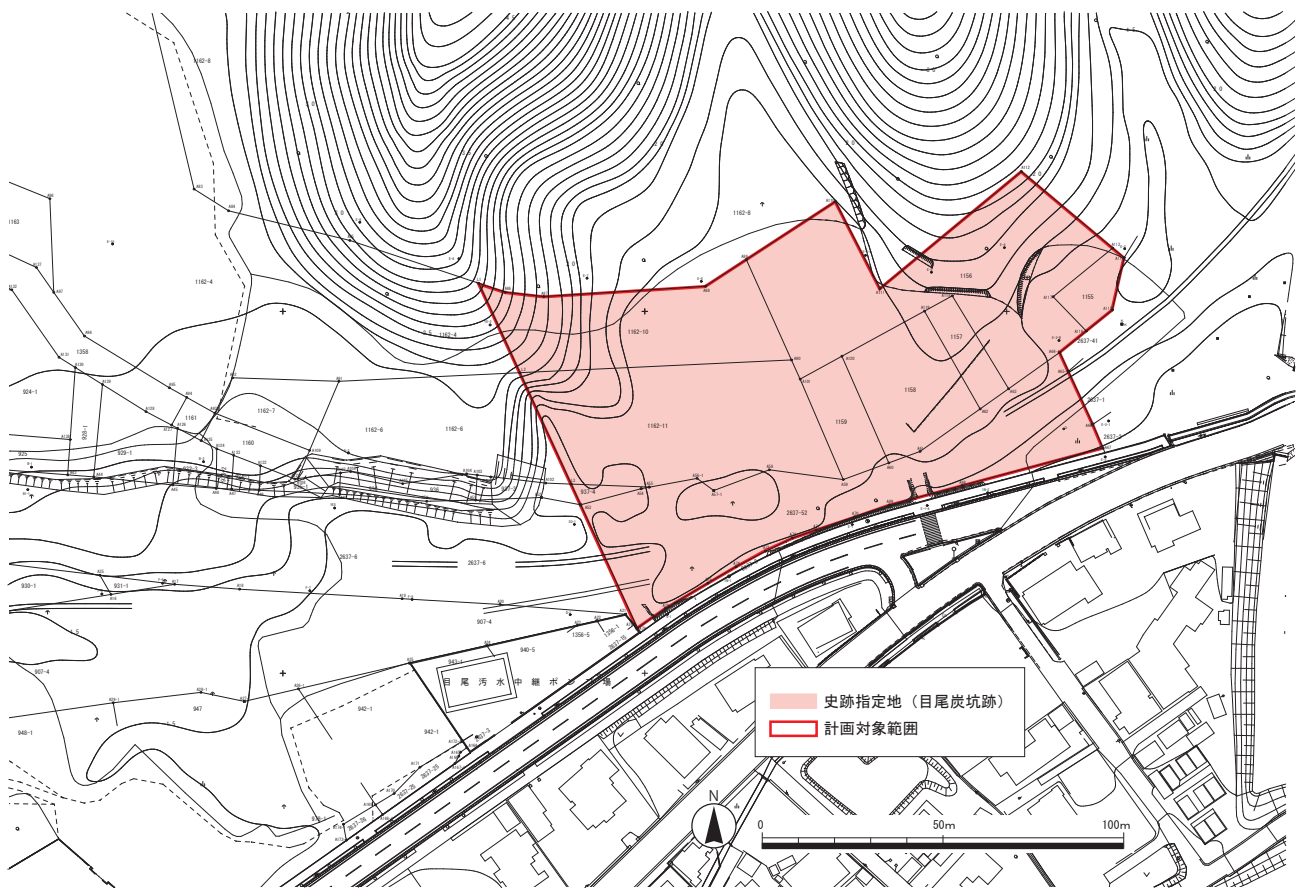


図 1-4-2 計画対象範囲

第 5 節 本市における他の計画との関係

筑豊炭田遺跡群は、文化財保護法を基にその保存と活用が行われているものであるが、本市の最上位計画である『第 2 次飯塚市総合計画』の基本理念などに則した保存や活用を進める必要がある。

また、土地利用に関する諸計画や生涯学習、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要がある。

上記を踏まえ、ここで筑豊炭田遺跡群の保存と活用に関わる他の計画との関係について整理する。

(1) 第 2 次飯塚市総合計画（平成 29 ～令和 8 年度）

『第 2 次飯塚市総合計画』は、都市目標像とまちづくりの基本理念を定めた基本構想と、その政策実現に向け、取り組むべき施策をまとめた基本計画で構成される。基本構想では、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を都市目標像に、「共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか」を副題に掲げている。また、まちづくりの 5 つの基本理念のひとつとして「やさしさと豊かな心が育つまち」を掲げ、文化芸術などの活動を通じて豊かな感性を育み、生きがいや交流の輪を広げることとしている。

基本計画では、施策の柱として「歴史的・文化的遺産の保護と活用」を掲げ、「貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進」することを施策の方

針としている。具体的に施策を実現するための基本事業として、①文化財の保存・整備・活用の推進、②地域に根ざした特色ある伝統文化の継承、③教育・観光への活用の推進の3つを位置づけている。

(2) 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）

『第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、人口ビジョンと総合戦略で構成される。人口ビジョンでは「2060（令和42）年に人口10万人」の目標を掲げ、総合戦略では、これを施策立案のうえでの基礎として位置づけている。

総合戦略では、3つの基本目標を掲げ、そのひとつである「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」において、「次代を牽引する地域づくりの推進」を実現に向けた基本施策としている。具体的には、旧伊藤家住宅、嘉穂劇場などの地域資源を戦略的に活用する観光・文化振興による交流人口の増加を目指し、観光入込客数の目標値を169万人としている。

(3) 第2次飯塚市教育施策の大綱（平成30～令和4年度）

『第2次飯塚市教育施策の大綱』は、「本物志向・未来志向のひとづくりのために」を基本理念に、4つの基本目標を掲げている。そのひとつである「個性豊かな新しい文化の創造」において、本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を目指すことを目標としている。

また、基本目標の達成に向けた基本施策に、「文化の振興・文化財の保護」を掲げ、その下に①文化の振興、②文化財保護の普及啓発、③文化財の保存・継承・活用の3つの取組を位置づけている。

(4) 飯塚市文化振興マスタープラン（第2次）（平成29～令和8年度）

『飯塚市文化振興マスタープラン（第2次）』は、「個性豊かな新しい文化の創造」を理念とし、『第2次飯塚市総合計画』に掲げる「やさしさと豊かな心が育つまち」を目指して、飯塚の郷土性を活かし、市民の主体性を基本とした文化振興を基本目標としている。

また、5つの文化施策の柱を掲げ、そのうちのひとつである「文化の見えるまちづくり」において、①「個性豊かな新しい文化の創造」事業、②顕彰活動・表彰制度、③多様な文化芸術による交流や集客、④文化財や伝統文化の保存・継承を基本施策として位置づけている。さらに④の展開として文化財を未来に伝え、文化財に親しむ気運を高め、文化財を市民の暮らしに活かすことを定めている。

(5) 飯塚市都市計画マスタープラン（平成22～令和8年）

『飯塚市都市計画マスタープラン』では、「健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚」を都市づくりの理念とし、都市目標像として環境・暮らし・活力の持続性を高める「拠点連

携型の都市」を掲げている。また、3つの都市づくりの基本目標を掲げ、そのうちのひとつである「水・緑・歴史と都市が共生する快適環境の都市づくり」において、長崎街道などの歴史的遺産、石炭産業都市としての「歴史」を都市づくりに活かした個性豊かな都市を目指している。

目尾炭坑跡が位置する場所は、『飯塚市都市計画マスタープラン』に拠点的な位置づけはない。土地利用としては森林・樹林地であり、保存を前提としている。

なお、旧伊藤家住宅、嘉徳劇場など、本市の歴史を偲ばせる歴史的建造物などは歴史観光拠点に位置付けられ、拠点性を高めるため、周辺の居住環境・道路空間・樹林地における一体的な景観の保全・創出により、歴史文化学習やふれあいの場としての活用を推進することを拠点整備の方針として掲げている。

(6) 飯塚市立地適正化計画（平成 29 ～令和 8 年度）

『飯塚市立地適正化計画』では、医療、福祉、商業等の都市機能を中心拠点などへ誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域と、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する居住誘導区域を定めている。

目尾炭坑跡が位置する場所は、いずれの区域にも含まれないが、生活に必要な都市機能と拠点、拠点間（地域間）を結ぶ鉄道やバス等の地域交通の軸となる地域連携軸に面している。

(7) 第 2 次飯塚市観光振興基本計画（平成 30 ～令和 9 年度）

『第 2 次飯塚市観光振興基本計画』では、「人と想い「つなぐ つなげる つながる」いいづか」を本市の観光キーワードに掲げている。また、6つの基本方針のうち、目尾炭坑跡に関係する方針として「既存資源の活用・観光資源の発掘」、「広域連携の推進」を位置づけ、具体的な取組として「近代化産業遺産」、「長崎街道」等を活かした体験型観光の充実や、筑豊地域での広域連携、近代化産業遺産等のテーマ別による他自治体との連携などを定めている。

(8) 飯塚市地域防災計画（平成 26 ～（最終改正 令和元年 6 月））

『飯塚市地域防災計画』では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念として4つの基本目標を掲げている。

そのひとつである、災害予防計画の「災害に強いまちづくり」において、「文化財災害予防対策の推進」を位置づけ、①文化財保護思想の普及・啓発、②火災予防体制の強化、③防火施設等の整備推進、④文化財の破損防止及び点検設備を定めている。

また、風水害応急対策計画の「文教対策」において、災害により文化財に被害が発生したときの文化財所有者や教育総務班の役割として被害状況の調査や報告等を定めている。

なお、『飯塚市地域防災計画』は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の地域構

造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを飯塚市防災会議において修正するものである。

第6節 法規制状況

計画対象範囲の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

(1) 文化財保護法

文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

史跡指定地の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）を行う場合には、文化財保護法第125条第1項に基づき、基本、文化庁長官の許可を受けなければならない。

史跡指定地周辺は、文化財保護法第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地である。その範囲内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第93条に基づき文化庁長官に土木工事等のための発掘の届出、あるいは文化財保護法第94条に基づき文化庁長官に通知をしなければならない。

他方、文化財保護法の改正（平成31年（2019）4月施行）により、地方自治体は、史跡の保存および活用のために行う具体的な措置の内容を記載する史跡保存活用計画を、文化財保護法第129条の2に基づいて文化庁長官の計画認定を申請することができることとなった。

(2) 都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容およびその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

計画対象範囲は、非線引区域の都市計画区域内で用途指定は無指定（容積率200%、建蔽率70%）である。

(3) 建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

計画対象範囲は、都市計画区域内であるため、10㎡を超える建築物を建築しようとする場合、建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。また、建築基準法における集団規定（建築基準法第3章）が適用される。

本市が建築行為を行う場合も、本市は特定行政庁でないため、10 m²を超える建築物を建築しようとする場合は、県への確認申請が必要である。

第7節 計画の実施

本計画は、令和3年（2021）4月1日より実施するものとする。なお、本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

第2章 筑豊炭田遺跡群の概要

第1節 筑豊地域

「筑豊」という地域名称は、明治以後、富国強兵策を支えるエネルギー源である石炭産地、遠賀川の流域一帯を指して一般に使われるようになったものである。この地が筑前（遠賀・鞍手・嘉穂郡）と豊前（田川郡）の旧二国にまたがることから、両方の頭文字をとって「筑豊」と称されるようになる。

筑豊の名の初見は、明治18年（1885）に筑前国遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、穂波郡と、豊前国田川郡の五郡が「筑前国豊前国石炭坑業組合」を組織し、翌明治19年（1886）に「筑豊五郡川舩同業組合」が設立された頃とされる。

筑前国豊前国石炭坑業組合はその後、明治26年（1893）に筑豊石炭鉱業組合と改称した。この頃から「筑前豊前二州の炭田」や「豊筑五郡煤田」などと称されていた炭田も筑豊炭田と呼ばれ始め、石炭産地と結びついて遠賀川の流域が筑豊地域といわれるようになった。

なお、歴史的に言えば、明治32年（1899）に企救郡が筑豊石炭鉱業組合に加入したため、現在の北九州市門司区、小倉北区、小倉南区も筑豊炭田の一部とされることもあるが、ここでいう筑豊地域では、企救郡を除外している（図2-1-1）。

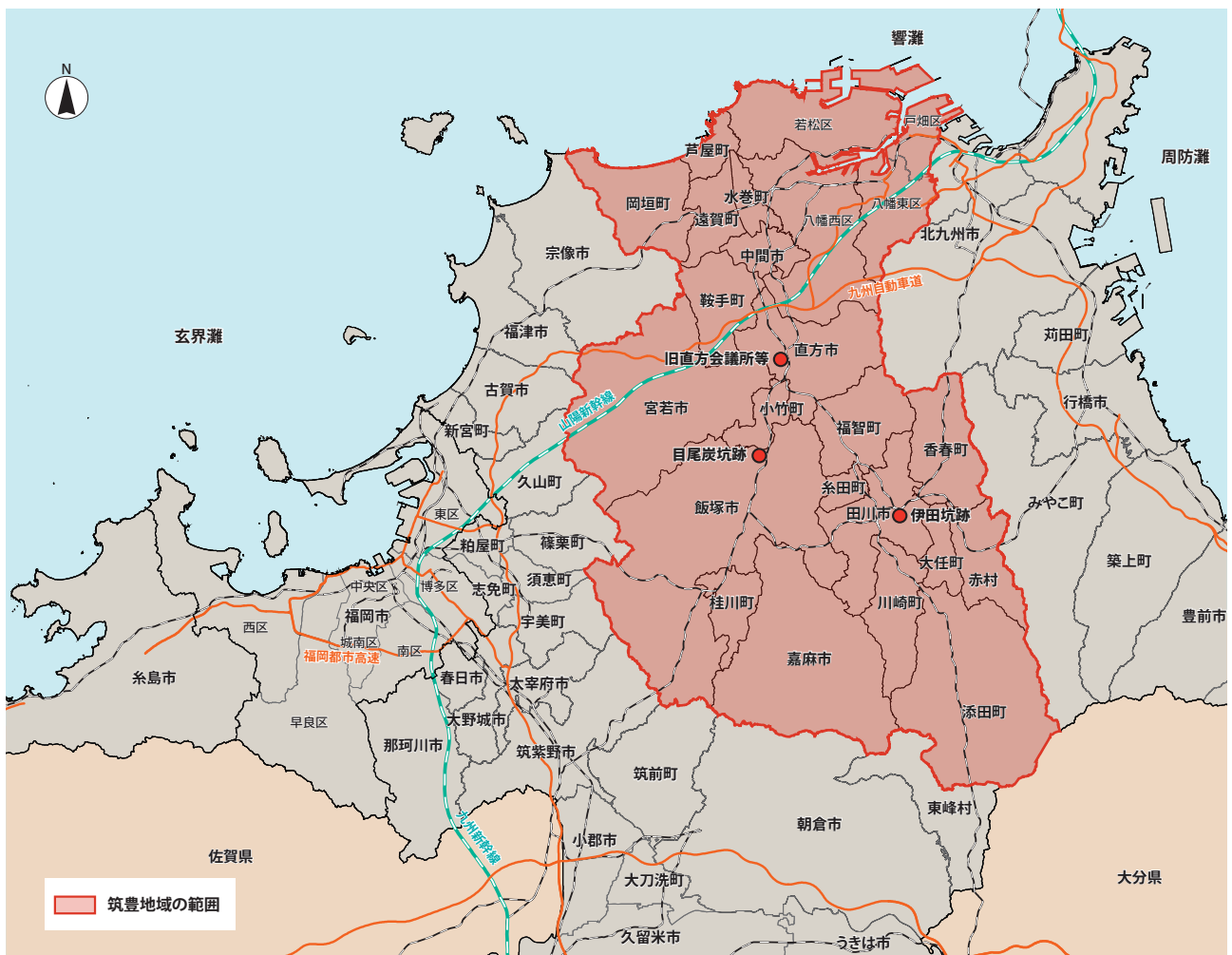


図2-1-1 筑豊地域の範囲

第2節 地理的環境

(1) 地勢

筑豊地域は北部九州を縦貫する遠賀川の流域に所在する。筑豊炭田は遠賀川およびその支流である穂波川、彦山川、中元寺川、犬鳴川、および西川の流域に広がり、延長約47km、東西12～28kmに達し、約787km²の面積を占めた。

地勢は、東を福智山地、西の三郡山地、南の英彦山山地などで三方を囲まれ、北の遠賀川河口に向けて開ける盆地状の地形である。盆地の中央をほぼ南北に走る金国・船尾山地および六ヶ岳によっておよそ東西に分かれ、北は遠賀川下流域の遠賀・鞍手地域、東は彦山川・中元寺川流域の田川地域、西は遠賀川上流で穂波川流域の嘉穂地域で構成される（図2-2-1）。

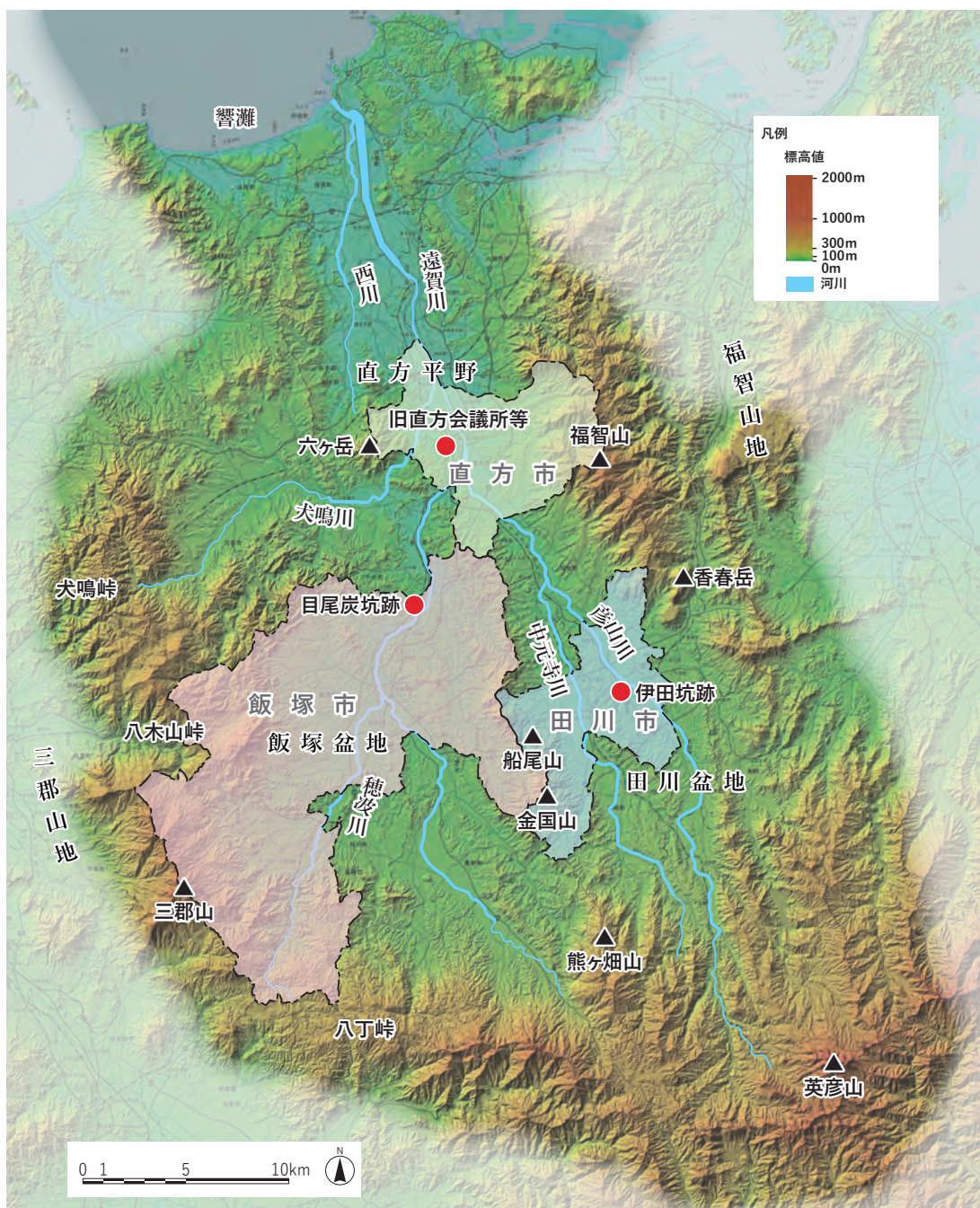


図 2-2-1 地勢（出典：地理院地図（電子国土 Web）色別標高図、陰影起伏図、標準地図（一部改変））

(2) 地質

遠賀川の流域には砂岩・頁岩・礫岩と石炭層の互層である古第三紀層（約 6,500 万～2,500 万年前）が発達しており、筑豊炭田興隆の源とされる。古第三紀層の走向はほぼ北西で、強い横圧力を受け各所で湾曲および断層を生じていた。包含される炭層の傾斜は西から東へ約 15°～20° だが、金国・船尾山地や東端の福智山地付近では、山地の隆起にともなって急傾斜となる場合もある。古第三紀層における夾炭層の全厚は 2,600m 以上に達する。炭層は数十に及ぶが、層群別に分類すると、上から順に遠賀層群、出山層群、上石層群、竹谷層群、本層群（中心は三尺層および五尺層）、大焼層群の六群であった（図 2-2-2）。石炭は主として瀝青炭だが、田川地域や嘉穂地域の一部では煽石や無煙炭も産出する。粘結性と不粘結性があり、用途別では船舶用、機関車用、機関用、コークス用、ガス製造用などに適する各種のものがあつた。筑豊炭田の採掘鉱区は 1 億 3,254 万 8,617 坪、試掘鉱区は 2,743 万 3,574 坪に及んだ（図 2-2-3）。筑豊に賦存する豊富な石炭埋蔵量のうち、約 8.5 億トンの石炭を終焉まで産出したと言われ、理論的には地下になお約 15 億トンの石炭が眠っているとされる。

なお、採掘時に排出されるボタの処理にあたって、島嶼や臨海地域の炭鉱ではボタで海を埋め立てるなどが可能であるが、筑豊炭田は内陸

部であるためボタを海に捨てることができない。

当初は沢地にボタを廃棄していたが、昭和になりスキップ巻が導入されると各地にボタ山が出現し、筑豊炭田の象徴となった。

しかしながら、昭和 30～40 年代に石炭産業が斜陽を迎えると、以後次々と姿を消していき、往時の面影が失われていった。

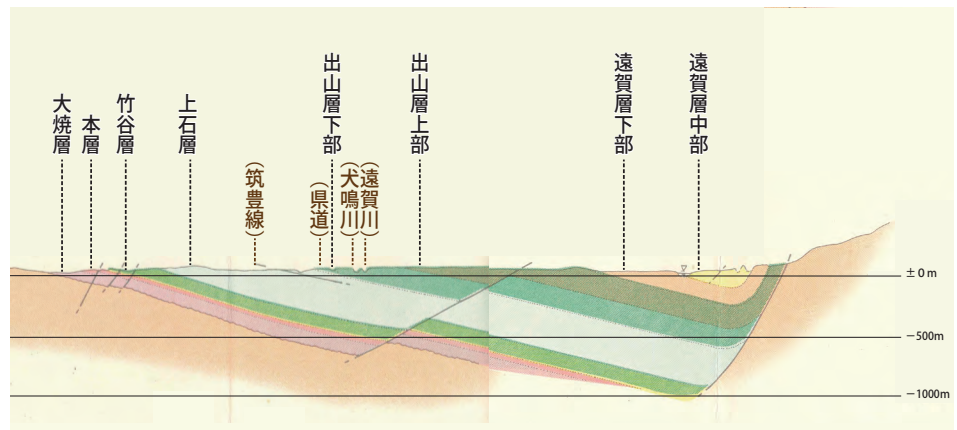


図 2-2-2 地質断面図（出典：「直方地区地質断面図」）



図 2-2-3 最盛期の筑豊炭田炭坑分布図（昭和 15 年頃）（出典：筑豊石炭礦業史年表）

第3節 歴史的環境

(1) 原始・古代～中世

筑豊地域、いわゆる遠賀川流域の各所では、旧石器時代の遺物が採集されており、この頃からこの地での人々の活動の痕跡がうかがわれる。縄文時代になると、海進により形成された古遠賀湾沿岸に貝塚が点在するが、海退現象とともに古遠賀湾は縮小化し、古遠賀潟となる。縄文後期には英彦山山麓などで遺跡の数が増え、遠賀川河口の芦屋町山鹿貝塚では、緑色大珠と貝輪を身に着けた女性とみられる埋葬人骨も検出されている。



図 2-3-1 立岩堀田 10 号甕棺鏡出土状況

弥生時代前期になると、稲作文化が定着したものとみられ、水巻町立屋敷遺跡に代表され、学史に名高い「遠賀川式土器」や大陸系磨製石器類を出土する集落遺跡が流域各地に形成される。中期では飯塚市立岩堀田遺跡（図 2-3-1）が輝緑凝灰岩を原料とした石庖丁（穂摘具）の産地であり、周辺地域に石庖丁を供給した拠点集落としても重要である。また、嘉麻市鎌田原遺跡や立岩遺跡などで中国鏡や銅矛、鉄戈などの金属器類が副葬品として出土する。

古墳時代前期には、飯塚市忠隈古墳などが造営されるようになり、前期末には上流域に沖出古墳、下流域に豊前坊 1 号墳などの 70 m 級の前方後円墳が築造され、近畿地方との結びつきが強くなるが、中期になると、田川市猫迫 1 号墳、同セスドノ古墳、飯塚市山の神古墳など、朝鮮半島との結びつきを示唆する遺物を出土する古墳がみられる。後期になると、桂川町王塚古墳や宮若市竹原古墳などの装飾古墳が、流域各地に築かれる。また、古第三紀層の硬質砂岩層が発達している地域性から、各地に横穴墓群が盛んに造営される。福智町城山横穴群は、流域最大規模の横穴墓群で、鞍手町古月横穴には、墳丘を有し彩色壁画を描く装飾横穴墓が所在する。

古代になると、神籠石系山城である飯塚市鹿毛馬神籠石が築かれる。白村江の敗戦後の列島防衛のための古代山城とみられる。また、仏教の普及にともない官道沿いに田川市天台寺跡（上伊田廃寺）や飯塚市大分廃寺などが造営された。一方、添田町の英彦山は修験道の聖地として古代から近世に至るまで大きな影響力を持っていた。なお、律令期には彦山川流域の田川郡のみが豊前国に編入され、それ以外の遠賀川流域は筑前国となった。この行政区分は廃藩置県まで継続した。

古代末から中世には流域各地に荘園が現れる。地域の西部には観世音寺領や安楽寺領などの大宰府系の荘園が、東部には宇佐八幡領や弥勒寺領など宇佐系の荘園が分布する。一方、現在の直方市域とその周辺に広がっていた粥田荘など、地方武士による荘園もみられる。なお、画僧・雪舟の築庭とされる添田町旧亀石坊庭園や川崎町藤江氏魚樂園といった庭園も英彦山山麓に所在する。戦国期には多くの国人領主が割拠し、周防の大内氏や豊後の大友氏などの戦国大名の傘下に入る者も多かった。

(2) 近世

関ヶ原の戦い後は、筑前に黒田氏、豊前に細川氏（後に小笠原氏）が配置され、前者では高取、後者では上野という、朝鮮半島出身者を陶祖とする国焼が発達する。江戸期は直方が福岡藩の支藩となり、木屋瀬、飯塚、内野、香春、猪膝、大隈などが主要な街道沿いの宿場町として発展した。以降、遠賀川流域は筑前国（遠賀郡、鞍手郡、穂波郡、嘉麻郡）と豊前国（田川郡）の境界地として幕藩体制に組み込まれた。

ところで、この地での石炭発見は、文明10年（1478）、遠賀郡垣生村で「燃える石」を発見したことに遡る。元和9年（1623）の細川家記録には田川郡で石炭が採掘されたとあり、元禄4年（1691）のオランダ人医師ケンペルによる「江戸参府紀行」の記述でも、遠賀川に沿って黒崎に至る途中で、一村をあげて石炭を燃料としていたことがうかがわれる。また、貝原益軒「筑前国統風土記」にも、元禄16年（1703）「燃石 遠賀郡、鞍手郡、嘉麻郡、宗像郡の中、処々山野に有之、村民是を掘り取て薪に代用ふ。遠賀、鞍手殊に多し」とあり、石炭が自家燃料として普及していたようである。

18世紀中頃からは、製塩の燃料用として宗像郡の塩浜へ、また都市燃料として小倉や下関に送られた。18世紀末には福岡・博多の両市中でも筑豊の石炭が利用され、この頃から瀬戸内の塩田でも盛んに石炭が利用されるようになった。

福岡藩では天明8年（1788）に石炭仕組を実施して市中への供給増加を図ったが、文政9年（1826）には領外販売による財政収入獲得を目指した積極的な焚石の採掘・販売政策がとられるようになった。さらに天保6年（1835）には藩財政収入増大を目的とする焚石仕組が実施された。小倉藩でも、都市や塩田への石炭販売が進んだ寛政元年（1789）、金田手永の大庄屋六角氏に田川郡内の石炭採掘状況調査を命じている。天保15年（1844）には藩営炭坑の経営推進と民営炭坑の管理統制の確立、独占販売体制整備を目的として赤池会所の設立を進め、この石炭専売制度は明治6年（1873）まで続けられた。

(3) 明治時代

明治時代に入ると藩の統制下におかれていた筑豊の石炭業は、明治2年（1869）、明治新政府が鉱山開放の布告で「所在村民の反対がなければ、府県藩に願書を出した上で何人も自由に鉱物を採掘してよい」とされた。明治4年（1871）の廃藩置県を経て、明治5年（1872）には鉱山心得書を発布し、石炭は「鉱物」であることを明確化して、全ての鉱物は政府の所有であることも明らかにした。さらに明治6年には、我が国で初めての近代的鉱業法制である「日本坑法」が施行され、全面的に採掘許可制とした。

以後、筑豊の「借区」面積は広がりを見せ、明治19年（1886）には総面積200万坪へと増加し、明治12年（1879）の炭鉱の数は600坑と言われるまでとなった。このため、乱掘の弊害が顕著となり、福岡県では明治18年（1885）に「石炭坑業人組合準則」を発布し



図 2-3-2 竣工時の筑豊石炭鉱業組合
直方会議所

て、組合を設けることを命じた。これに応じて筑豊五郡ではそれぞれ同業組合を設立したが、さらに11月には遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・田川の五郡の組合が統合されて、小坑濫立と川艦の統制のために「筑前国豊前国石炭坑業組合」を結成し、同組合は明治26年(1893)に「筑豊石炭鉱業組合」と改称した(図2-3-2)。これ以降、遠賀川流域の地域概念として、この地域は「筑豊炭田」と呼ばれるようになった。

また、政府は福岡県の申請を受け、1本の豎坑で採掘できる区域を1坑区とする「選定坑区」を実施し、明治21年(1888)、福岡県布告で最初の8坑区の選定が告示され、翌22年末までに34の坑区が選定された。その結果、筑豊炭田における選定坑区は1,500万坪にも及ぶ規模になり、筑豊の石炭鉱区面積を10倍近く拡大した。一方、海軍では明治18年に福岡県下一帯の増借区出願を差し止め、糟屋・鞍手・嘉麻・田川の4郡38ヶ村を海軍予備炭田として指定した。しかしながら、開放の世論により、明治24年(1891)、鞍手郡御徳と糟屋郡新原以外を開放した。

これら一連の動向によって、明治20年代には中央大手資本が筑豊の石炭に注目するに至り、三井・三菱・住友などの財閥資本が、熾烈な競争によって筑豊への進出を果たした。

明治前期頃までの採掘法は、露頭から人力だけで掘り進み、排水も人力による段汲やはね釣瓶で行い、排水が困難になると採炭を中止して他へと移る採掘方法が主であった。明治14年(1881)、杉山徳三郎が目尾炭坑(図2-3-3)で、蒸気ポンプの排水が筑豊で初めて成功すると、瞬く間に機械排水が筑豊の炭坑へ普及し、炭坑の近代化を促進した。



図2-3-3 目尾炭坑

当時の石炭輸送は、遠賀川を下って河口の芦屋や、途中から堀川を經由して若松港へと河川での舟運が行われた。遠賀川の水運に使用された川舟は「川艦」と呼ばれた。しかしながら、出炭量の増加は輸送力の増強を必要としたため、明治24年に筑豊興業鉄道が若松―直方間で開通した。以後、石炭産業の興隆に比例して、筑豊には網の目のような鉄道網が敷設されていった。石炭の輸送は水運から徐々に陸運に切り替えられ、明治28年(1895)に陸運が水運を超えると、以降陸運の割合は増大する一方となった。

折からの船舶、鉄道、工業分野への需要の拡大に加えて、明治27年(1894)に日清戦争が始まると炭価は高騰し、国内石炭市場は急速に拡大した。また、明治22年(1889)から門司港が特別輸出港として石炭を直接海外へ輸出できるようになると、筑豊の石炭は盛んに海外へと輸出されるようになった。筑豊石炭産業発展の最大の要因は、輸出市場の拡大にあったともいえる。需要の拡大によって筑豊の産出量は飛躍的に増大し、明治30年(1897)にはついに全国産出量の50%を超え、名実ともに我が国最大の産炭地となった。

明治後期には、採掘技術面でも大幅な進展があった。坑内では支柱を掘り残して碁盤形に採掘する残柱式から炭柱を残さない長壁式へと、新たな方式が採用され始めた。資力に恵まれた大炭鉱では、大型の蒸気ボイラーや巻上機、スペシャルポンプ等の蒸気ポンプを使用して、機械化を進めた。特に明治末期には、採掘場が地下浅部から深部に移行するにともなって、坑内通気・運搬の改善が必要となり、技術の進歩で大型豎坑の開削が可能と

なった筑豊では、三菱方城炭礦（273m）、三井田川伊田豎坑（一坑 361.8m、二坑 362.4m）、日鉄二瀬中央坑（334.4m）が竣工し、我が国の石炭産業における新時代の象徴となった（図 2-3-4）。

反面、坑道が長距離化、大規模化するにしたがい、ガスや落盤、出水、火災などの災害が増加し、その規模も大きくなった。頻発する炭鉱爆発事故に対し、筑豊石炭鉱業組合でも明治 45 年（1912）頃から知識向上、各種安全機器の設置に取り組むなどの対策を講じた。

（4）大正～昭和戦中期

大正 3 年（1914）に勃発した第一次世界大戦の影響による国内各種工業の勃興によって、石炭需要も増大した。好況は大正 8 年（1919）頃まで続いたが、6 月の大戦終結による反動で翌 9 年（1920）以降は不況に転じた。大正 10 年（1921）には事業を休止または縮小する炭鉱が続出し、その結果として鉱員の大量解雇や賃金切り下げも行われた。同年には、筑豊石炭鉱業組合が中心となって発足した石炭鉱業連合会により、全国的な送炭制限が実施された。一方で、生産能率向上や合理化を目的とし、各炭鉱では、採炭現場の長壁式採炭をコールカッター（図 2-3-5）やチェーンコンベヤーなどの切羽機械化で一層推進するようになった。

昭和 5 年（1930）の昭和恐慌の影響で炭価は暴落し、炭価の低落を防止する一方、労務者の整理を柱に経営の合理化を図り、生産コストの引き下げに腐心した。わけても昭和 3 年（1928）9 月から昭和 8 年（1933）9 月までの 5 年間は、女性の坑内作業および深夜業禁止の移行期間とし、同 8 年以降は原則として禁止となった。これにともなって、採炭過程への機械導入を軸に生産体系全体に及ぶ再編が進行し、大手炭鉱を中心に技術革新が行われて、切羽集約などの合理化がますます推進された。

昭和 6 年（1931）に勃発した満州事変で戦時経済へと進み、昭和 12 年（1937）の日中戦争本格化にともない需要は激増した。炭価の暴騰とともに出炭が強行され、筑豊炭田も増産体制となった。昭和 15 年（1940）には、史上最高となる全国 5,632 万ト（筑豊 2,049 万ト）を記録した。しかし、戦争激化にともなう熟練鉱員の応召などによって、出炭量は漸減した。筑豊では、女性の就業や朝鮮人労働者、戦時捕虜の導入によって打開を図ったが、出炭量低下は結局解消されず、昭和 20 年（1945）には全国出炭 2,234 万ト（筑豊 722 万ト）に激減した。



図 2-3-4 伊田豎坑



図 2-3-5 コールカッター

(5) 昭和戦後

終戦直後の復興にとって、荒廃した産業の再建と国民生活安定のためには石炭の増産が至上命令となり、政府は昭和20年(1945)に「炭鉱労務緊急充足実施要綱」を決定し、就労希望者の募集を始めた。GHQも物資を配給するなどして石炭増産政策を指導した。政府は昭和22年(1947)、鉄鋼や石炭の超重点的増産による「傾斜生産方式」を閣議決定し、昭和23年(1948)に「臨時石炭鉱業管理法」を施行して優遇策を推進した。一方で、炭鉱労働者の急激な増加と熟練労働者の不足、資材の入手難や設備改善の不備は災害の上昇を招く結果となり、昭和24年(1949)に「鉱山保安法」が制定された。

こうした中、昭和25年(1950)に勃発した朝鮮戦争は、いわゆる特需ブームを巻き起こし、直ちに石炭業界にも波及、各地に中小の新鉱がにわかに続出した。出炭量も上昇し、昭和26年(1951)には戦前の水準を回復した。しかし、朝鮮戦争終結後は再び不況へと転じ、大手炭鉱でも企業整備のための人員整理が強行された。各炭鉱では生き残りをかけて、鉄柱と鉄梁、コンベヤーの組み合わせによるカップ採炭という新技術で生産能力の向上を図るとともに、大型堅坑開削で体質改善を図った。

また、昭和20年代後半頃から、それまで石炭が独占してきた日本のエネルギー市場に国際石油資本が進出しはじめた。政府は石炭産業の体質改善を図るために、昭和30年(1955)、5年間の時限立法で「石炭鉱業合理化臨時措置法」を制定した。この法律では生産構造の立て直しを目指すとともに、非効率炭鉱の買い上げと労働者の減員を図った。昭和31年(1956)頃には石炭産業界も一時的に活況を呈したが、昭和33年(1958)以降は、石油へのエネルギー転換は避けられず、石炭産業には「斜陽産業」の烙印が押された。

非効率炭鉱の買収は予想以上の状態で炭鉱の閉山も続出し、大量の失業者が発生した。離職者問題は炭鉱離職者救済運動へと発展し、「黒い羽根運動」として全国規模で展開された。政府は昭和34年(1959)に「炭鉱離職者臨時措置法」を制定して、「緊急就労対策事業」によって炭鉱離職者を吸収し、自治体が事業主体となって各種土木・建設事業が行われた。また昭和36年(1961)には政策転換闘争(図2-3-6)を経て、「産炭地域振興臨時措置法」も成立した。



図2-3-6 政策転換闘争

昭和34年1月から翌年11月におよぶ三井三池の争議を経て、石炭鉱業調査団の派遣や労資の休戦を内容とする石炭政策を閣議決定するまでに至ったが抜本的な改善には至らず、昭和37年(1962)以後石油の輸入は自由化を迎えた。同年「石炭対策大綱」(第一次答申)が発表され、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式の下で石炭産業の再構築が進められた。昭和40年代に入るとエネルギー政策は石油全面依存の方向へ傾斜し、昭和41年(1966)の第三次答申で出された石炭鉱業の漸次的、計画的撤退方針、昭和43年(1968)の第4次および昭和47年(1972)の第5次答申で出された、急激な石炭鉱業崩壊防止のための再建交付金制度が採用されたにもかかわらず、閉山の波に抗うことは叶わなかった。

こうして筑豊では、昭和48年(1973)に貝島大之浦炭礦の閉山で坑内掘が終焉となり、

昭和 51 年（1976）には同鉱の露天掘りが終掘して、石炭産業が完全に終焉した。

（6）炭鉱閉山後

石炭産業消失後の筑豊では、新たな基幹産業の促進、炭鉱労働者の失業による生活危機への対応、鉱害問題の解決といった諸問題が噴出した。財政問題を抱えた各市町は代替産業の振興を目指して構造転換を企図し、地域振興計画に基づく工業団地の造成等を行って企業誘致を推進するなどして旧産炭地からの脱却を進めたが、産業の不振は炭鉱閉山後の筑豊を覆う大きな影となった。昭和 44 年（1969）には、第四次石炭答申に基づいて、失業者の就労と基盤整備、産炭地域の開発振興を目的として産炭地域開発就労事業が実施されることとなり、各地で様々な就労事業が進められた。道路や耕地は再整備が進み、沈下した地盤や河川の改修も急速に進められた。その反面、炭鉱の面影は負の遺産として脱石炭と財政再建推進のための払拭の対象となり、多くの炭鉱関連建造物が姿を消していった。炭鉱跡地は工業団地などとして整備が行われ、筑豊の象徴でもあった大小のボタ山も、その後の再利用や造成事業等によってほぼ消滅した（図 2-3-7）。往時の姿をとどめるボタ山は現在では数えるほどである。また石炭運搬用路線として整備された鉄道網も、国鉄の赤字ローカル線廃止方針に従って昭和 50 年代後半頃を中心に次々と廃止が決定した。



図 2-3-7 ボタ山を崩す様子

こうして、かつての炭鉱景観は急速に様変わりする一方で、筑豊が炭鉱とともに辿った歴史を顕彰し、関連する資料や遺産を保存する動きも見られた。直方市石炭記念館（昭和 46 年（1971））、宮田町石炭記念館（昭和 52 年（1977））、現、宮若市石炭記念館）が開館し、田川市では、閉山した三井田川伊田堅坑跡を石炭記念公園として整備し、堅坑櫓と煉瓦煙突は現地保存されることとなった。昭和 58 年（1983）には、敷地内に石炭資料館（現、田川市石炭・歴史博物館）が開館した。近年では、各地に残る炭鉱関連遺産や記録類は、地域の重要な文化財として指定・登録による保護が図られており、特に、平成 23 年（2011）に「山本作兵衛コレクション」が日本で初めてユネスコ「世界の記憶」に登録されたことは、記憶に新しい。

さらには、伊田坑跡や目尾炭坑跡のように、炭鉱跡を埋蔵文化財として発掘調査が行われ、旧直方会議所等とともに筑豊炭田遺跡群として国指定史跡となった（図 2-3-8）。石炭産業が失われて半世紀が過ぎようとする現在の筑豊では、種々の文化財によって当時の記憶を呼び起こすという、新しい局面を迎えている。



図 2-3-8 祝国指定史跡の横断幕

第4節 社会的環境

社会的環境では、筑豊地域と本市に分けて、その状況を整理する。なお本節では、統計データを集計するにあたり、飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町を含む範囲を筑豊地域の範囲とする。

(1) 筑豊地域の概要

1) 人口

筑豊地域の人口のピークは、昭和30年（1955）前後である。この年以降、エネルギー革命や石炭不況により、筑豊地域は炭鉱の閉山が相次いだ（図2-4-1）。

昭和30年から昭和50年（1975）にかけては、約30万人近く人口が激減している。炭鉱の閉山などが相次ぎ、人口が流出した時期である。

昭和60年（1985）には人口が微増するが、これは企業誘致による代替産業の振興、様々な就労事業なども要因と考えられる。以後、現在に至るまで人口減少が続いている。現在人口416,564人は大正14年（1925）より少なく、ピーク時の約54%となっている。

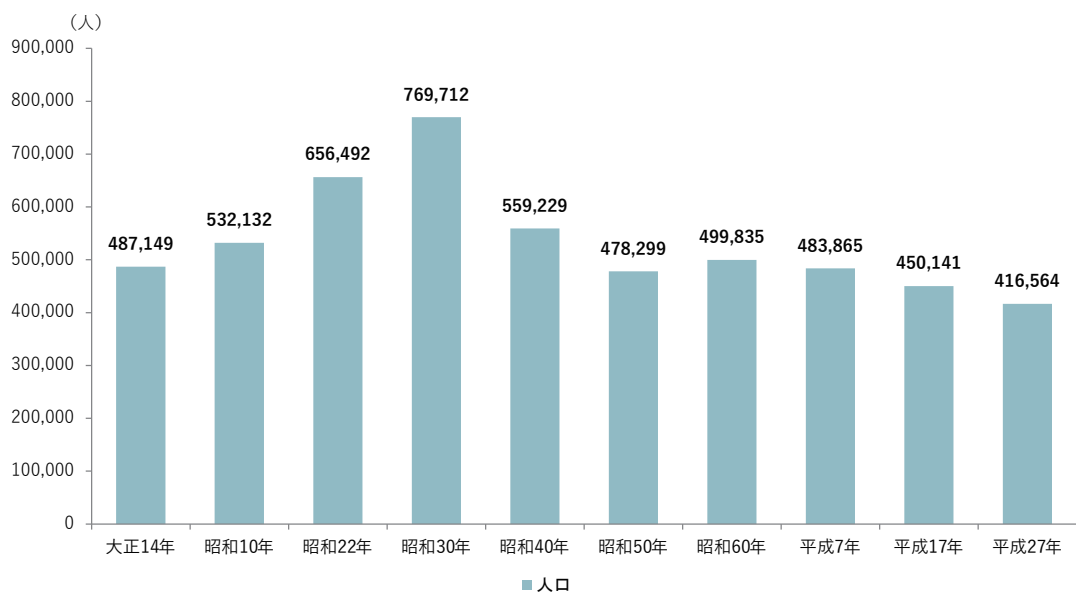


図2-4-1 筑豊地域の人口推移（出典：国勢調査）

2) 交通

①鉄道

近世から明治前半までは遠賀川の水運で河口の芦屋や洞海湾の若松港まで石炭を輸送していたが、出炭量が水運の輸送量を上回り、明治24年（1891）に筑豊興業鉄道が若松 - 直方間で鉄道を開設した。以降は鉄道が石炭輸送を一手に引き受けた。内陸部の炭田であるため、積出港までの距離を克服する必要があり、炭鉱と鉄道を結ぶ引込線などの鉄道網が張り巡らされていった。

炭鉱の閉山にともない、昭和50年代後半を中心に多くが廃線となったが、現在もJR筑豊本線、同後藤寺線、同日田彦山線、平成筑豊鉄道伊田線、同田川線、同糸田線、筑豊電

気鉄道などの鉄道網が地域を結んでいる。

旧直方会議所等と伊田坑跡の最寄り駅は、それぞれ直方駅、田川伊田駅である。高台に位置する史跡指定地から駅と鉄道を望むことができる。

一方、目尾炭坑を通った幸袋線は廃線となっているが、現地には幹線への引込線が遺構として残されている（図 2-4-2）。

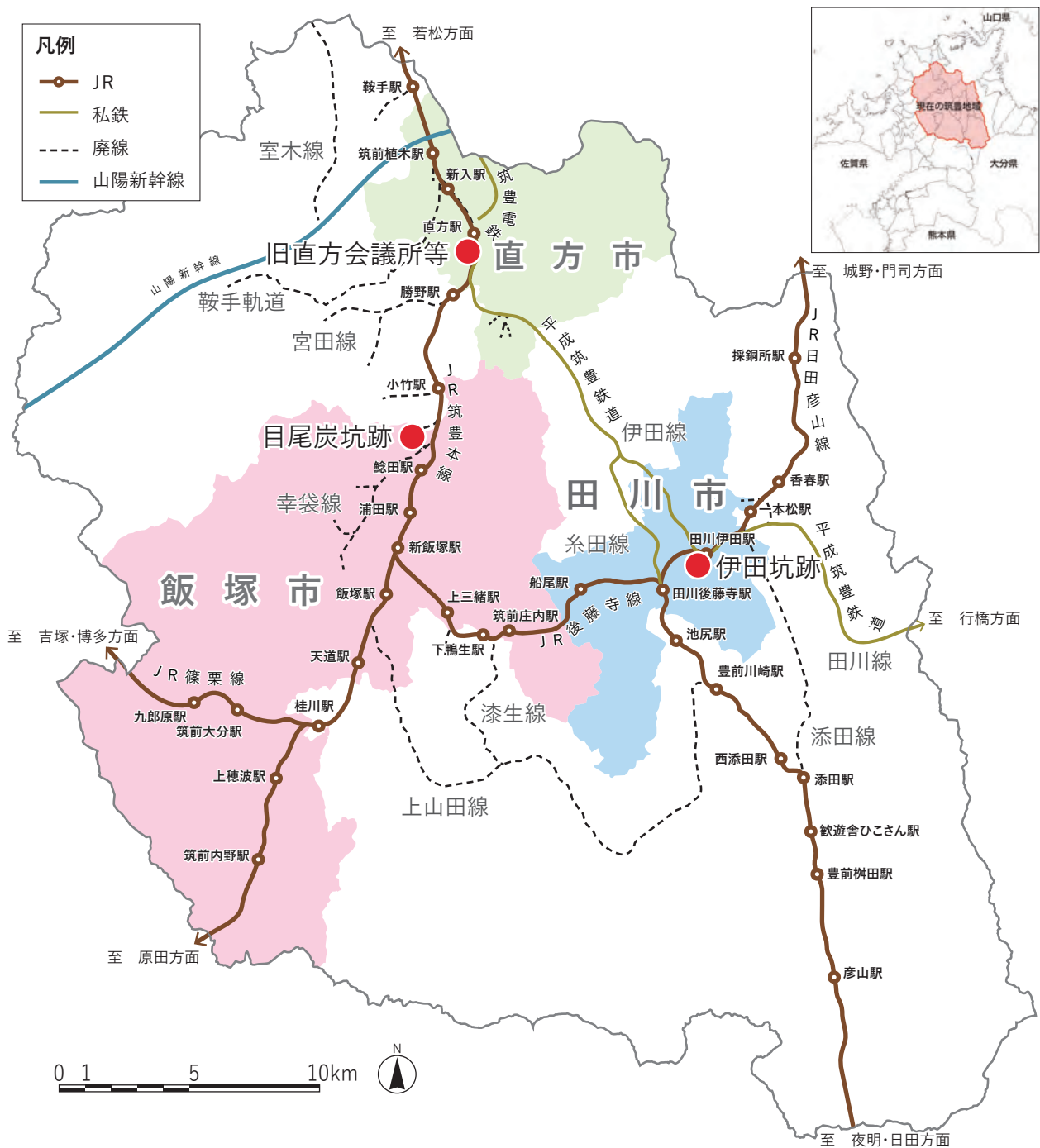


図 2-4-2 筑豊地域の鉄道網

②道路

目尾炭坑跡、伊田坑跡、旧直方会議所等はそれぞれ 10km 前後離れており、その間の移動は一般的に自動車に頼る方が多いと考えられる。

主なアクセスルートは、旧直方会議所等 - 伊田坑跡は県道 22 号、旧直方会議所等 - 目尾炭坑跡は国道 200 号、目尾炭坑跡 - 伊田坑跡は国道 201 号が主にその役割を担っている。

福岡市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 201 号、北九州市と筑豊地域を結ぶ主要ルートとしては国道 200 号と国道 322 号がその役割を担っており、福岡市、北九州市から約 1 時間程度でアクセスすることができる（図 2-4-3）。

なお、直方市と福岡市および北九州市間を高速バス、本市、田川市と福岡市間を特急バス、田川市と北九州市間を在来バスが運行している。

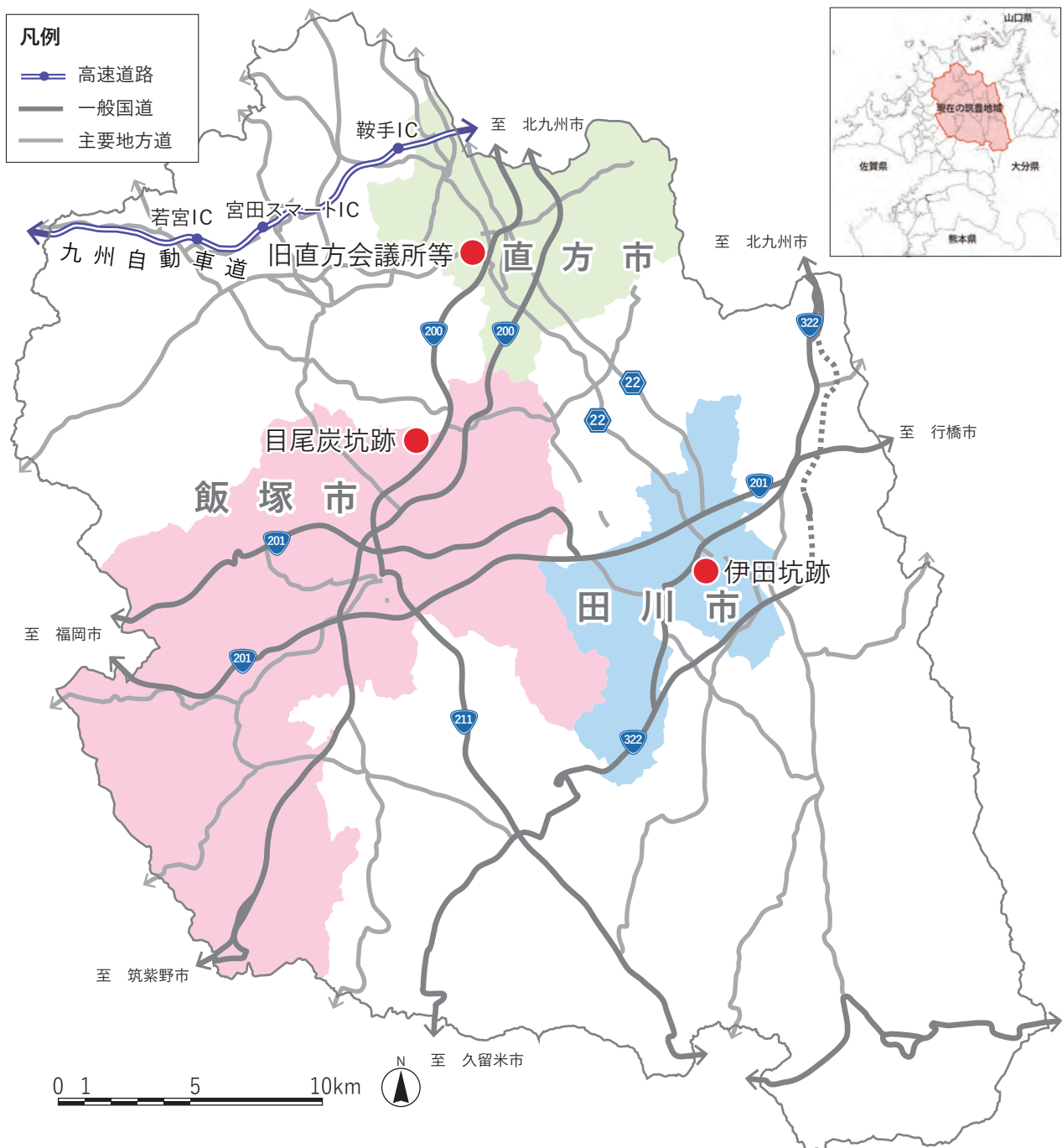


図 2-4-3 筑豊地域の道路網

(2) 飯塚市の社会的環境

1) 人口

本市の人口は筑豊炭田の繁栄とともに増加し、昭和30年（1955）には20万人弱に達するが、筑豊炭田の閉山とともに減少に転じる（図2-4-4）。その後、企業誘致による代替産業の振興などで昭和50年（1985）から平成7年（1995）までは微増が続くが、平成17年（2005）以降は再び減少傾向となっている。なお、世帯数は昭和40年（1965）から増加傾向が続いている。

昭和30年と平成27年（2015）を世代別に比較すると、生産年齢人口の割合は大きく減少してない。一方、少子高齢化の傾向が顕著である（図2-4-5）。

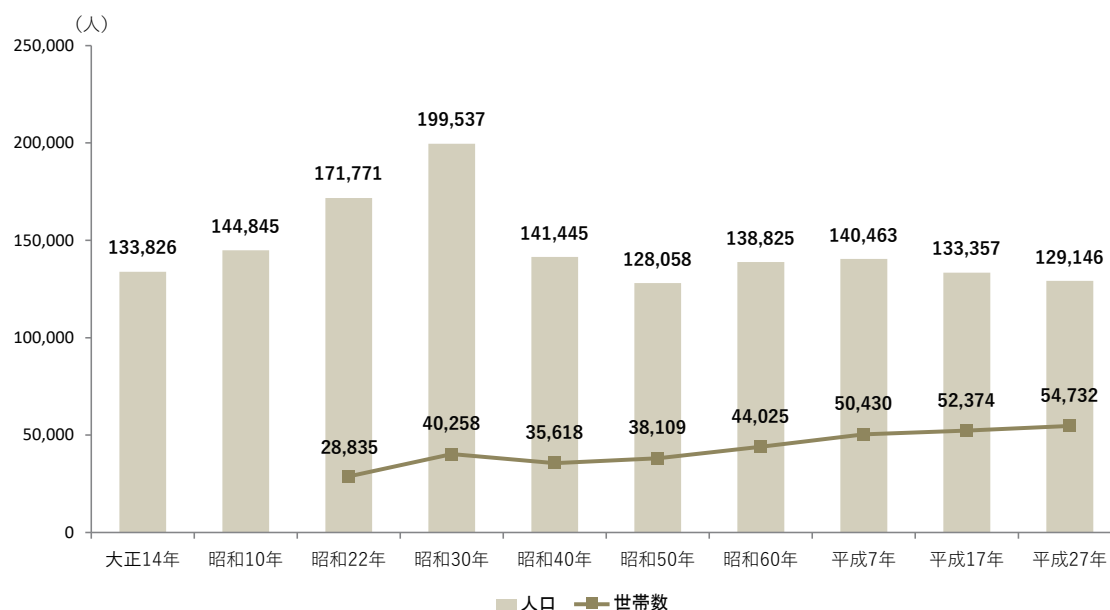


図 2-4-4 飯塚市の人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

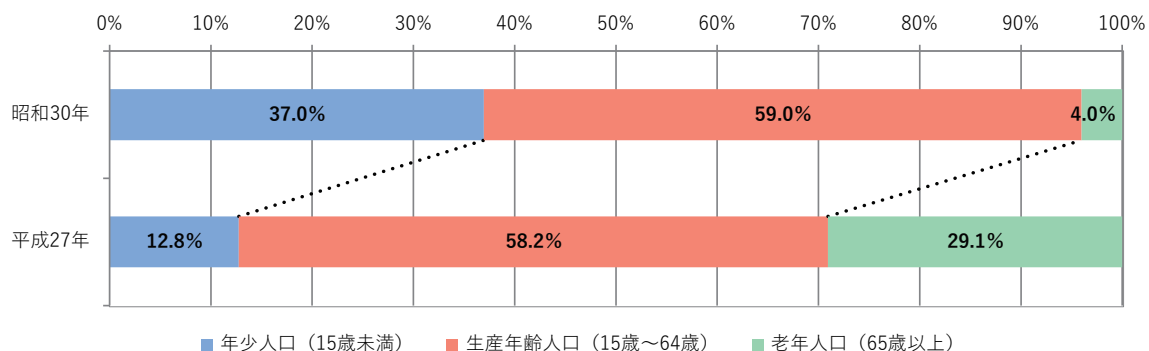


図 2-4-5 飯塚市の年齢3区分別人口比の推移（出典：国勢調査）

2) 産業

本市の就業人口から産業の状況をみていくと、昭和30年（1955）には石炭産業を含む第二次産業が5割近くを占めていたが、平成27年（2015）には約2割まで減少している。

代わりに第三次産業が増加しており、昭和30年の4割弱から平成27年の約7割へと増加が顕著である（図2-4-6）。

一方、第一次産業は、昭和30年には2割近くを占めていたが、平成27年には大きく減少している。

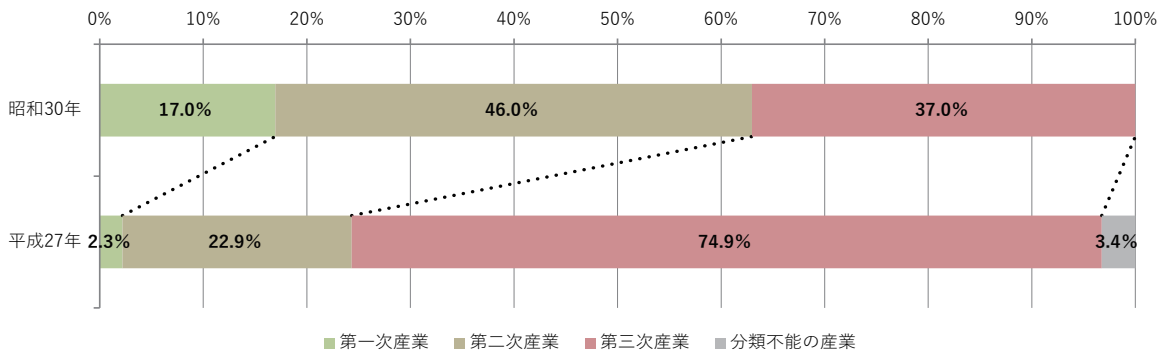


図 2-4-6 飯塚市の産業別従業者数の推移（出典：国勢調査）

3) 土地利用

本市の土地利用の現況を概観すると、遠賀川周辺に形成される低平地や丘陵地などを中心に宅地が広がっており、宅地周辺の河川沿いに農用地がある（図2-4-7）。

市域の西部では市域東部に比べると宅地化などが進んでおらず、森林が広がっている。

本市は、江戸時代は宿場町、明治以降は筑豊炭田を支える商都として隆盛を極めたこともあり、中心市街地には複数の商店街が立地している。しかし、近年では主要幹線道路である国道200号及び国道201号沿線にロードサイド型の大型店が集積しており、中心市街地における商業機能の低下がみられる。

また、市内には19ヶ所の工業団地が整備されており、その多くは郊外部の丘陵地に立地している。かつての炭坑関連用地は宅地や工業団地、ゴルフ場などに転用されている。

4) 観光

本市の観光入込客数は、平成 21 年（2009）の 2,516 千人をピークに減少に転じており、平成 26 年（2014）に一旦増加したものの、その後は再び減少に転じ、平成 28 年（2016）以降は 2,000 千人を下回っている。平成 27 年（2015）までは県外客、宿泊客が概ね増加傾向であったが、平成 28 年以降いずれも大幅に減少している（図 2-4-8）。

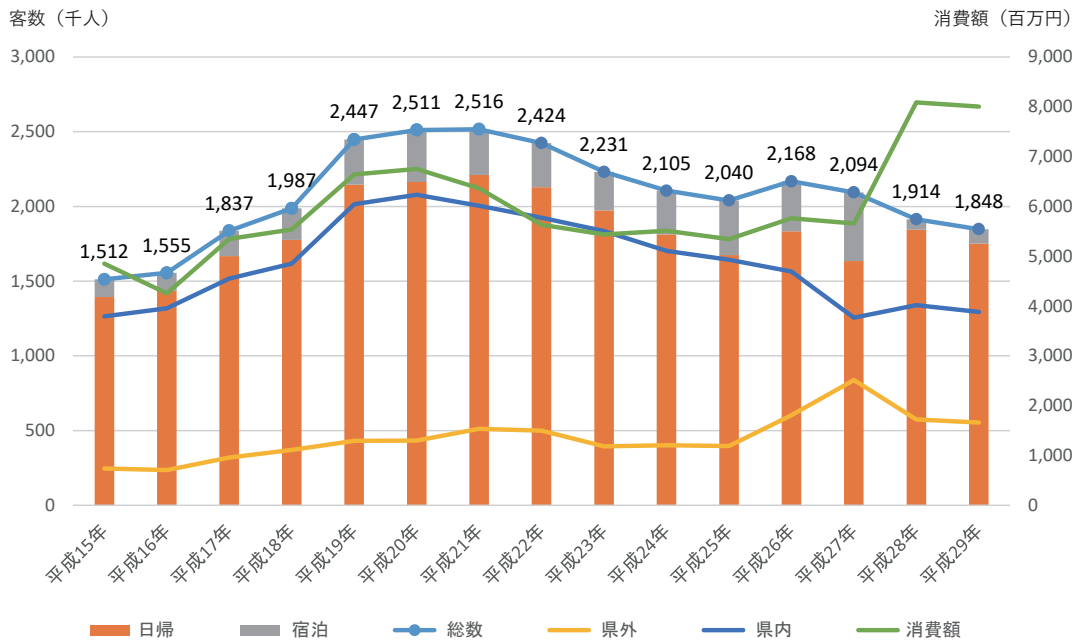


図 2-4-8 飯塚市の観光入込客数の推移（出典：福岡県観光入込客推計調査）

5) 地域文化

江戸時代には長崎街道の宿場町として飯塚宿、内野宿が栄え、ドイツ人医師シーボルトや日本全図を作成した伊能忠敬など多くの著名人も往来した。長崎街道は、長崎と小倉を結んだ街道で、長崎の出島に輸入された砂糖文化が広まった。近年、街道沿いの市町村により「シュガーロード」として観光・文化の発信を行っており、令和 2 年（2020）6 月には「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」として日本遺産にも認定された。



図 2-4-9 ひよ子

このことから、本市では古くから菓子製造が盛んであり、「ひよ子」、「千鳥饅頭」、「なんばん往来」など、九州を代表する銘菓の発祥の地となっている（図 2-4-9）。

6) 文化財

本市には史跡指定を受ける目尾炭坑跡を含め、国指定文化財が 7 件、県指定文化財が 15 件、市指定文化財が 30 件、国登録文化財が 1 件ある（表 2-4-1、表 2-4-2）。

そのうち、炭坑関係の指定・登録文化財は、目尾炭坑跡のほか、旧伊藤家住宅（図 2-4-10）、旧伊藤傳右エ門氏庭園（図 2-4-11）、巻き上げ機台座（図 2-4-12）、嘉穂劇場（図 2-4-13）が挙げられる。

明治 30 年代後半に建造された旧伊藤家住宅は、長崎街道に面しており、池を配した広大な回遊式庭園（旧伊藤傳右エ門氏庭園）を持つ。当時先進的だった建築技術や、繊細で優美な装飾を随所に見ることができ、また、柳原燐子（歌人・柳原白蓮）が伝右衛門の妻として約 10 年を過ごしたゆかりある地でもあることから、本市を代表する観光施設となっている。平成 23 年（2011）9 月には旧伊藤傳右エ門氏庭園が国の名勝に指定され、令和 2 年（2020）12 月には旧伊藤家住宅が重要文化財に指定されている。

巻き上げ機台座とは、炭鉱の坑内に資材や人員を送ったり、掘り出した石炭を地上に搬出する炭車を引っばるためのロープを巻き上げる機械の台座であり、市の有形文化財に指定されている。大正時代に三菱飯塚炭鉱で使用されたもので、筑豊地区でも最大級のものである。戦後に造られた台座はコンクリート製が多く、赤煉瓦の台座が残っているのは珍しい。操業時は台座の上に動力小屋があり蒸気機関で稼動していたと思われる。

嘉穂劇場は、昭和 6 年（1931）に落成した芝居小屋である。桝席と花道、廻り舞台やせりなど江戸時代の芝居小屋の特徴を持ち、国の登録有形文化財となっている。炭鉱で働く人々の娯楽施設として大正 10 年（1921）に開場した前身「中座」が台風により倒壊したため、嘉穂劇場として再開場し、現在も歌舞伎をはじめ、浪花節劇、新派の演劇、コンサートなど様々な公演を開催している。また、指定は受けていないが、歴史や文化的価値のある文化的所産が市内に多く存在している。

なお、指定・登録文化財の位置は図 2-4-14 に示す。



図 2-4-10 旧伊藤家住宅



図 2-4-11 旧伊藤傳右エ門氏庭園



図 2-4-12 巻き上げ機台座



図 2-4-13 嘉穂劇場

表 2-4-1 市内の文化財

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1	-	6	1	8
	考古資料	1	4	8	-	13
	彫刻	-	2	2	-	4
	歴史資料	-	-	1	-	1
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	4	-	5
	無形民俗文化財	-	2	-	-	2
記念物	史跡	3	3	5	-	11
	名勝	1	-	-	-	1
	天然記念物	1	3	4	-	8
合計		7	15	30	1	53

表 2-4-2 市内の文化財一覧

国指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	1	旧伊藤家住宅※
	考古資料	2	立岩遺跡堀田甕棺群出土品
記念物	史跡	3	大分廃寺塔跡
		4	鹿毛馬神籠石
		5	筑豊炭田遺跡群（目尾炭坑跡）※
	名勝	6	旧伊藤傳右工門氏庭園※
	天然記念物	7	鎮西村のカツラ

県指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	考古資料	8	滑石刻真言
		9	元亨二年在銘法橋琳弁石卒都婆
		10	五智如来板碑 附 南無阿弥陀仏名号板碑
		11	小正西古墳出土品
	彫刻	12	木造薬師如来立像
		13	木造聖観音立像
民俗文化財	有形民俗	14	飯塚の紙芝居及び上演用具
	無形民俗	15	大分の獅子舞
		16	綱分八幡宮神幸行事
記念物	史跡	17	川島古墳
		18	小正西古墳
		19	山王山古墳
	天然記念物	20	明星寺のボダイジュ
		21	大分八幡の大クス
		22	内野の大イチョウ

市指定文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	23	巻き上げ機台座※
		24	大分八幡宮の三重塔
		25	旧松喜醤油屋
		26	大分八幡宮の鳥居
		27	大分八幡宮の惣門
		28	大分八幡宮の石燈籠
	考古資料	29	川島・殿ヶ浦出土縄文土器
		30	立岩・焼ノ正出土銅戈鋳型片
		31	立岩運動場遺跡出土品
		32	スダレ遺跡出土品（子持壺、貝輪）
		33	忠隈1号墳出土品 （三角縁波文帯三神三獣鏡、獣形鏡、金銅製四葉座金具）
		34	川島古墳出土品
		35	高取家墓地出土陶磁器
	彫刻	36	筒野の経筒
37		大分八幡宮の仁王像	
歴史資料	38	大分八幡宮の石造狛犬	
	39	明星寺関係資料	
民俗文化財	有形民俗	40	大分八幡宮の絵馬
		41	馬頭観音像※
		42	舩石
		43	曩祖八幡宮の黒田二十四騎図絵馬
記念物	史跡	44	立岩堀田甕棺遺跡
		45	川津古墳
		46	川島古墳群
		47	国境石3基 附 国境石2基
		48	元吉の殿墓
	天然記念物	49	大分八幡宮の大楠群
		50	大分八幡宮の銀杏
		51	城ノ腰ため池のオニバス
		52	菰池のヒメコウホネ

国登録有形文化財

部門	種別	番号	名称
有形文化財	建造物	53	嘉穂劇場主屋※

※：炭坑関係の文化財

指定文化財以外の炭坑関連遺跡

番号	名称	所在地
1	明治炭鉱事務所	飯塚市勢田
2	仁保炭鉱大門坑	飯塚市大門
3	麻生綱分炭鉱巻き上げ機台座	飯塚市綱分
4	日鉄二瀬炭鉱正門	飯塚市枝国
5	住友忠隈炭鉱会館	飯塚市忠隈
6	忠隈炭鉱第四坑巻き上げ機台座	飯塚市忠隈
7	忠隈炭鉱ボク山群	飯塚市忠隈
8	久垣小正鉱業所巻き上げ機台座	飯塚市小正

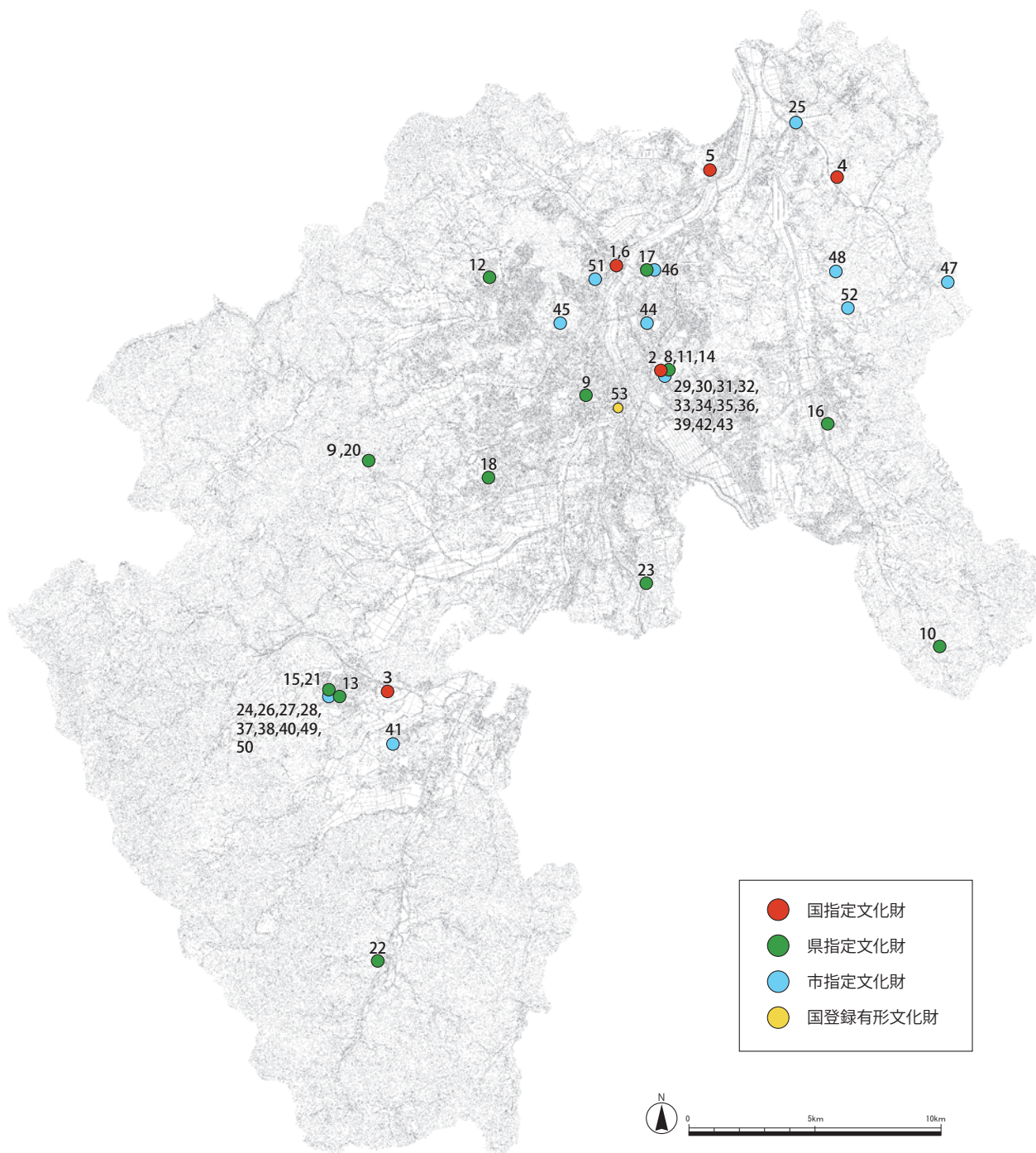


図 2-4-14 指定・登録文化財の位置

第3章 目尾炭坑跡の沿革と概要

第1節 目尾炭坑の沿革

目尾炭坑は明治5年（1872）、筑豊御三家の一人である麻生太吉によって開坑された。「目尾御用炭」と名付けられた石炭は、汽船の燃料として使用された。明治7年（1874）には瓜生伊三郎、高野正蔵が6万坪の借区の許可を受け、斜坑と豎坑を開いたが地下水の排水が困難なため中止した。

その後、長崎出身の杉山徳三郎が目尾炭坑に目を付ける（図3-1-1）。杉山は、長崎海軍伝習所で砲術や蒸気理論を学んだのち、官営長崎製鉄所で働いていた経験を持つ人物である。明治12年（1879）年に開催された長崎博覧会でスペシャルポンプを見て、蓄積した蒸気機関の技術を活用した石炭産業への進出を考えていた。適当な鉱区を得るため、筑豊をはじめとする九州各地を調査した結果、交通の便などから目尾を一等地とし、明治13年（1880）に目尾炭坑を取得した。

杉山はスペシャルポンプ2台を持ち込み、明治14年（1881）に筑豊で初めて蒸気機関による排水及び採掘に成功した。ポンプによる排水成功の状況は日記『筑前炭山日記』に記されている（図3-1-2）。明治2年（1869）に長崎県の高島炭鉱で日本で初めて蒸気機関が導入されて以降、筑豊でも片山逸太、貝島太助、帆足義方らが蒸気機関の導入に挑戦するものの失敗に終わっており、目尾炭坑での成功は多方面から注目されることとなった。この成功により、瞬く間に蒸気機関が筑豊の炭坑に普及し、炭坑の近代化を促進した。明治18年（1885）には深さ180尺（55m）の豎坑の掘削に成功し、筑豊に深い豎坑が展開していった。

明治24年（1891）には、坑主の役割を甥の松太郎に一任し、後に松太郎へ売却した。一時経営不振に陥ったものの、明治27年（1894）に日清戦争が始まると炭価は高騰し、石炭市場は急速に拡大した。

筑豊全体の出炭量が増加したことで輸送力の増強が求められるようになり、石炭の輸送は水運から鉄道による陸運に切り替えられていった。目尾炭坑近辺でも、明治27年に小竹から幸袋を結ぶ幸袋線が開通した。幸袋線の開通まで掘り出された石炭は遠賀川岸まで炭車で運ばれ、川艀に積み込まれていたが、開通後は鉄道により運搬されるようになった。

明治29年（1896）には、^{ふるかわ}古河財閥の創始者である古河市兵衛が目尾炭坑を買収し経営にあたった。明治36年（1903）には出炭量が34万トとなり、筑豊における屈指の炭坑となった（図3-1-3）。



図3-1-1 杉山徳三郎

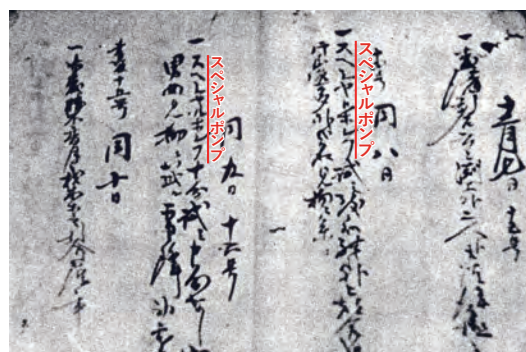


図3-1-2 『筑前炭山日記』

明治13年12月8日にスペシャルポンプの試運転が成功したことが記されている。

この時期になると坑道の延長も長く、かつ深部へと移動しており、蒸気機関では蒸気管の延長による熱効率の悪化や坑道内の温度上昇などに対応できなくなっていた。そのため、明治39年（1906）に目尾発電所を建設し、従来蒸気機関に依存していた運搬、排水、通気などの原動力を電力に改めた。

第一次世界大戦期の石炭ブームの中で古河の経営する諸炭坑も増産に努めた。目尾炭坑はすでに採炭予定量のほとんどを採炭していたものの、底3尺層の掘進もあって、古河の炭坑の中でも最も出炭量が多く、大正6年（1917）には50万トにも達した（図3-1-4）。しかし、昭和に入る頃には残炭整理を主とせざるを得なくなり、昭和4年（1929）6月には採掘を中止し、その役割を終えた。



図 3-1-3 目尾炭坑（明治 34 年頃）



図 3-1-4 目尾炭坑（大正 5 年頃）

出典：『古河鉱業西部鉱業所 20 周年記念写真帳』

第 2 節 調査の成果

数度にわたる調査の結果、目尾炭坑跡の地下には施設の基礎遺構が良好な状態で保存されていることが明らかとなった。

主な遺構としては、コンクリート製蓋とそれに隣接して凸形状煉瓦積台座と方形煉瓦積台座が検出されている。東京帝国大学（現東京大学）の学生が炭鉱で実習した報告書などに添付されている設計図（図3-2-1）や模式図（図3-2-2）より竪坑から排気を促す扇風機と扇風機を動かす発動機を設置した台座であることが判明し、コンクリート製蓋が竪坑であることが確認され、竪坑の位置を特定することができた。また、八角形煙突の下部や円形煙突台座が検出され、前者は汽缶場、後者は発電所にそれぞれ伴うものであることも確認された。さらに排水管や吸水（給水）ポンプを設置した台座、建物の基礎が検出され、特に吸水ポンプや建物の基礎は汽缶場・発電所とともに施設配置図などからも確認できた。検出された遺構は煉瓦積台座など各施設の基礎遺構であるが、竪坑をはじめとして目尾炭坑跡の採炭の変遷を具体的に追うことが可能となった。

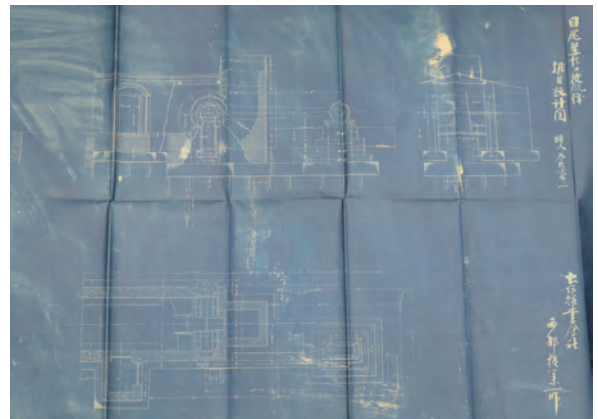


図 3-2-1 『目尾炭坑報告』設計図

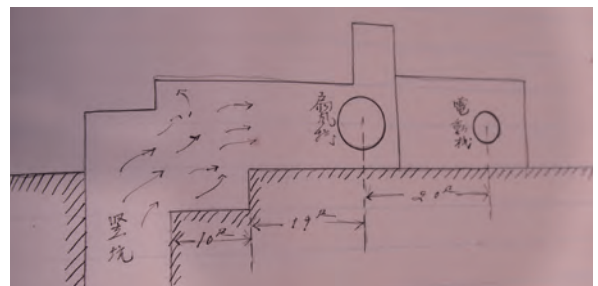


図 3-2-2 『古河西部鉱業所目尾炭坑報告』模式図

調査で得られた情報を基に、歴史的事象などから目尾炭坑の変遷はⅠ期からⅣ期の4つの区分に分けられることが判明した。

(1) Ⅰ期 スペシャルポンプ導入期 (明治13～27年頃)

杉山は明治13年(1880)にスペシャルポンプの試運転に成功し、翌年明治14年(1881)に筑豊で初めて蒸気機関による機械的排水に成功した。これ以前は人力による排水を行っており(図3-2-3)、目尾炭坑での蒸気機関の導入は、筑豊炭田にとって画期的な技術革新であった(図3-2-4)。

このときポンプを据えた竪坑がコンクリート製蓋の下にあるとされる。また、平成25年度調査で排水土管の台座が、平成27年度調査で煉瓦積壁状遺構が確認できた。両者ともに竪坑に近い位置にある点や竪坑で利用するポンプなどの蒸気機関と坑内排水の施設とみられることから、当該期の施設とみられる。



図3-2-3 段汲



図3-2-4 スペシャルポンプ

(2) Ⅱ期 古河による発展期 (明治29～37年頃)

明治29年(1896)に古河市兵衛が買収、明治32(1899)年に古河西部鉱業所が設置された。また、竪坑に隣接して煉瓦積凸形状台座と煉瓦積方形台座が確認できる。東京帝国大学(現東京大学)の実習報告に掲載されている図面から竪坑を排気坑として使用するために扇風機や発動機を設置した台座であることが判明した。また、八角形煙突とその手前の壁状遺構は汽缶場の遺構とみられる。

(3) Ⅲ期 古河鉱業による電化期 (明治38年～昭和3年頃)

明治38年(1905)3月21日に古河鉱業株式会社が設立され、明治39年(1906)6月に目尾発電所を建設された。これによって従来蒸気機関に依存していた運搬・排水・通気などの原動力に電力が導入された。円形煙突やモルタル床面などは発電所と発電所の汽缶場関連とみられる(図3-2-5)。



図3-2-5 『目尾炭坑報文』配置図

(4) IV期 古河鉱業による管理期（昭和4年～令和元年）

昭和4年（1929）に古河鉱業株式会社は目尾炭坑の採掘を中止した。その後、土地の管理は古河機械金属株式会社（平成元年（1989）に古河鉱業株式会社より社名変更）が行ってきた。太平洋戦争終結後は近隣の小規模炭鉱から運ばれた石炭を目尾炭坑で降ろして貨車に移し、運搬路線として使用していた。発掘調査では、平成20年度調査で線路、平成22年度調査で石垣と線路が確認できた。

上述のように目尾炭坑跡は筑豊で初めて蒸気機関を導入することで近代化を推し進めていく契機となった重要な炭坑である。その後も電化などにより出炭増加を実現させていった我が国の近代化を支えた筑豊炭田を代表する炭坑の遺跡である。こうしたことが発掘調査で検出した構造物などから明らかとなった。また、明治初期以降において川舩から鉄道への石炭運搬の変遷を追うことができ、現在も遠賀川と鉄道との関係性を理解できる景観を残している点は貴重である（図3-2-6）。



図 3-2-6 目尾炭坑跡周辺航空写真（南上空から）

第3節 指定に至る経緯

平成21年（2009）1月、筑豊地域の旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓および同第一・第二煙突（田川市）、旧伊藤家住宅（飯塚市）を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。この過程で、田川市では伊田坑跡の地下遺構を把握して、一帯を国指定史跡として保護する方法を検討するため、平成21年度より範囲内容確認を目的とした発掘調査を開始した。一方、本市では、旧伊藤家住宅に加えて、筑豊炭田初期の蒸気機関導入による技術の変遷を示す目尾炭坑跡への関心も高まり、竪坑の位置特定を目的とした範囲内容確認調査を、平成20年度より開始した。

しかしながら、本市および田川市の資産を含む筑豊地域の炭坑関連遺跡は、重要性は高く評価されながらも、平成21年10月に「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産から除外された。その後の方針として、国・福岡県および関係市と協議の結果、伊田坑跡と目尾炭坑跡を群としてまとめた「筑豊炭田遺跡群」として、引き続き国指定史跡を目指すこととし、両遺跡では範囲内容確認調査を継続して実施することとした。

本市および田川市では、それぞれで設置した調査指導委員会の指導のもと、遺跡の範囲内容確認を目的とした発掘調査を平成27年度まで継続して行った。なお、調査後は両者とも埋戻しを行って、原状に復旧し保存を図っている。調査成果については、『目尾炭坑跡』（飯塚市文化財調査報告書第50集、飯塚市教育委員会、2016年）、『三井田川鉱業所伊田坑跡』（田川市文化財調査報告書第15集、田川市教育委員会、2016年）を刊行した。同様に、福岡県教育委員会および関係市町村教育委員会の担当者らによって、筑豊炭田遺跡群の現況把握を目的とした悉皆調査を実施した。この成果については、『三井田川鉱業所伊田坑跡』に掲載し、今後の保護のための前提資料とした。

一方、当初は本市および田川市で国指定史跡の枠組みを検討していたが、直方市においても旧直方会議所等の国指定史跡を念頭に置いた調査を行い、『筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習模擬坑道保存対策調査報告書』（直方市文化財調査報告書第48集、直方市教育委員会、2017年）を刊行したことで、3市による国指定史跡の枠組みで進めることとなった。

条件が整ったことから、平成30年（2018）1月に3市はそろって意見具申を行って、同6月に国文化審議会の答申を経て、平成30年10月15日の官報告示により、筑豊炭田遺跡群は国指定史跡となった。

第4節 史跡の概要

目尾炭坑跡は、田川市に所在する伊田坑跡、直方市に所在する旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道とともに、筑豊炭田遺跡群として国の指定を受けている。

以下、指定告示と指定説明等を示す。

(1) 指定告示

官報告示文

名称 筑豊炭田遺跡群

指定年月日 平成30年(2018)10月15日

文部科学省告示第百八十九号(史跡に指定する件)

名称	所在地	地域
筑豊炭田遺跡群	三井田川鉱業所伊田坑跡	
三井田川鉱業所伊田坑跡	福岡県田川市大字伊田	二七一三番四、二七二八番二、二七三四番一、二七三四番二、二七三四番三、二七三五番一、二七三五番二、二七三五番四、二七三五番一五、二七三五番一八、二七三五番二一、二七三五番二二、二八〇二番七、二八二四番一、二八二五番、二八二六番、二八二七番、二八二八番二、二八二九番二、二八三二番一、二八三三番、二八三四番、二八三四番二、二八三五番一、二八三五番三、二八三七番一、二八六〇番、二八六一番、二八六一番二、二八六二番、二八六三番、二八六四番、二八六五番一、二八六六番一、二八七七番一
目尾炭坑跡	目尾炭坑跡	
	同 飯塚市目尾字松崎	九三七番三のうち実測六三.三四平方メートル
	同 飯塚市目尾字山の谷	一一五五番、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一五九番、一一六二番四のうち実測一六七六.七七平方メートル、一一六二番六のうち実測二四三〇.六九平方メートル
	同 飯塚市目尾	二六三七番六のうち実測二八八四.七二平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び飯塚市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	
	同 直方市大字直方	六七四番一九のうち実測九三四.六四平方メートル、六七四番四〇のうち実測六四.七七平方メートル、六七四番四五のうち実測一三一.二一平方メートル、六九三番四のうち実測二二三〇.六九平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び直方市教育委員会に備え置いて縦覧に供する

(2) 指定説明

指定理由について、『月刊文化財』平成30年9月号より全文引用し、以下に記載する。

筑豊炭田遺跡群は、福岡県北部、旧筑前国四郡（遠賀・鞍手・嘉麻・穂波）・旧豊前国田川郡（これら五郡を筑豊地域と呼ぶ）に位置し、かつ遠賀川流域に南北四六キロメートル、東西二六キロメートルにわたって開発された炭田遺跡群である。炭鉱開発が本格化した明治中期から第二次大戦中にかけて、我が国最大の炭田であった。

筑豊で採炭された石炭は、西日本を中心に供給され、鉄道・船舶の燃料や鉄鋼業、紡績業等の燃料として利用され、香港・上海でも使用された。炭鉱経営は三井、三菱、住友などの中央財閥によるものの他、筑豊御三家といわれる貝島、安川、麻生などの筑豊地方の有力者、小坑主によるものまで、最盛期は二六五鉱に達した。

筑豊の石炭は、一八世紀中頃から塩田の燃料として利用されていたが、明治政府は明治六年に日本坑法を施行し、それに基づき明治七年には筑豊五郡で二一〇の借区が誕生し、二五万坪が許可された。明治十九年には筑豊の借区は四八三借区、二〇〇万坪となった。明治政府は明治六年に三池炭鉱、同七年に高島炭鉱を官収したが、筑豊では官営は進まなかったため、福岡県では、石炭鉱業の改良発展のための施策を民間鉱業を軸としたものとした。小坑濫立と遠賀川による石炭運搬に使用された川艦の統制のために明治十八年に「筑前国豊前国石炭坑業組合」が発足し、明治二十六年には「筑豊石炭鉱業組合」と改称した。明治二十七年に日清戦争が始まると、日本海軍に石炭を供給したことで炭価が高騰し石炭市場が拡大した。そして、戦争終了後は極東に列強が進出すると、門司港から石炭が輸出されていき、明治三十年には筑豊炭田は全国産出量の五〇%を超えた。その背景には蒸気機関による排水や、堅坑の巻上げなどの機械化があった。また、明治末期には地下二〇〇～三〇〇メートルに及ぶ堅坑が現れたが、堅坑が深部になると爆発事故が起きるようになり、筑豊石炭鉱業組合でも安全対策が大きな課題となった。昭和十五年を出炭量のピークとしてその後は漸減し、昭和四十八年までに筑豊炭田は閉鎖となった。

福岡県教育委員会では、筑豊炭田の重要性に鑑み、平成二十二から二十七年まで筑豊炭田遺跡群の悉皆調査を行った。調査対象の遺跡には、坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがある。今回保護を図ろうとする遺跡は、このうち歴史的意義が深く、残存状況が良好な以下の三箇所の遺跡である。

三井田川鉱業所伊田坑跡は、筑豊炭田東南部の内陸部にあり、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡である。明治三十三年に三井鉱山が伊田斜坑を買収し、隣接した伊田堅坑（深さ、第一堅坑三六一メートル、第二堅坑三六二メートル）を明治四十二から四十三年に掘削し、日本三大堅坑の一つと称され、大正末期には三池炭鉱に次ぐ大炭鉱となった。エネルギー革命後の昭和三十九年に閉山した。閉山後にほとんどの炭鉱施設は撤去されたが、明治四十三年築の鉄骨造第一堅坑櫓一基と、炭坑節でも唄われた明治四十一年築の煉瓦煙突二基が残存する。平成二十一から二十七年にかけて田

川市教育委員会により発掘調査が行われ、竪坑の巻上機室や汽缶場の基礎などの地上遺構とかかわりのある遺構や、隣接する鉄道に石炭を排出した選炭場の基礎が確認された。

目尾炭坑跡は嘉穂盆地の北部にあり、隣接して遠賀川が流れている。明治五年に開坑し明治十三年に杉山徳三郎すぎやまとくさぶろうが所有した。翌十四年にスペシャルポンプを活用して筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功し、明治十八年には深さ一八〇尺の竪坑の掘削に成功した。この成功によって筑豊に深い竪坑が展開していった。明治二十九年に古河市兵衛ふるかわいちべえが目尾坑を買収し、三十六年には筑豊屈指の炭坑となったが、三十九年頃には採炭予定量の掘削を終えた。飯塚市教育委員会では平成二十一から二十七年に発掘調査を行い、杉山が蒸気機関による排水に成功した竪坑を覆うコンクリート製蓋とその竪坑から出る排気を外に出すための扇風機の煉瓦積台座、円形や八角形の煙突基礎、鉄道の引き込み線などを確認した。

旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所は、先述の筑豊石炭鉱業組合が明治四十三年に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所である。木造二階建て瓦葺の洋風建築で、二階が会議室であった。安川、麻生、貝島、伊藤をはじめとする筑豊の炭坑経営者たちが集まり、採炭制限や石炭カルテル、労働問題、保安対策、筑豊鉱山学校の建設などについて議論した。救護練習所模擬坑道は、筑豊石炭鉱業組合により明治四十五年に作られた木造の坑道に始まり、現存のものは大正九年に設置された、煉瓦造と鉄筋コンクリート造の部分及びのちに付加されたプレキャスト板鉄骨造の部分があるアーチ型の練習坑道である。総延長一〇五.九メートルあり、暖房設備や煙やガスを発生させる設備を併設する。炭坑の深部掘削を背景とした爆発事故に対応して作られ、昭和四十三年まで述べ四万五〇〇〇人以上が救護練習を行った。平成二十八年に直方市教育委員会により調査が行われ、会議所の施工が鴻池忠治郎こうのいけちゅうじろうであることが明らかになり、詳細な図面が作成された。現在は直方市石炭記念館となっており、これら施設のほかに記念館別館などが建てられている。

以上のように筑豊炭田遺跡群は、我が国を代表する炭田である筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要である。よって史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(3) 目尾炭坑跡の現況

1) 土地所有状況

史跡指定地（約 11,820 m²）は令和元年度において用地買収を行い、すべてが本市の所有地となっている。

2) 土地利用状況

史跡指定地は更地になっており、雑草や樹木が生い茂っている。北側は山林であり、指定地内の一部も山林の斜面地となっている。

南側の道路は、かつて採炭された石炭を運んだ旧幸袋線であるが、昭和 44 年（1969）の廃線後、道路として利用されている。西側には、本市の下水道施設が隣接している（図 3-4-1、3-4-2、3-4-3）。

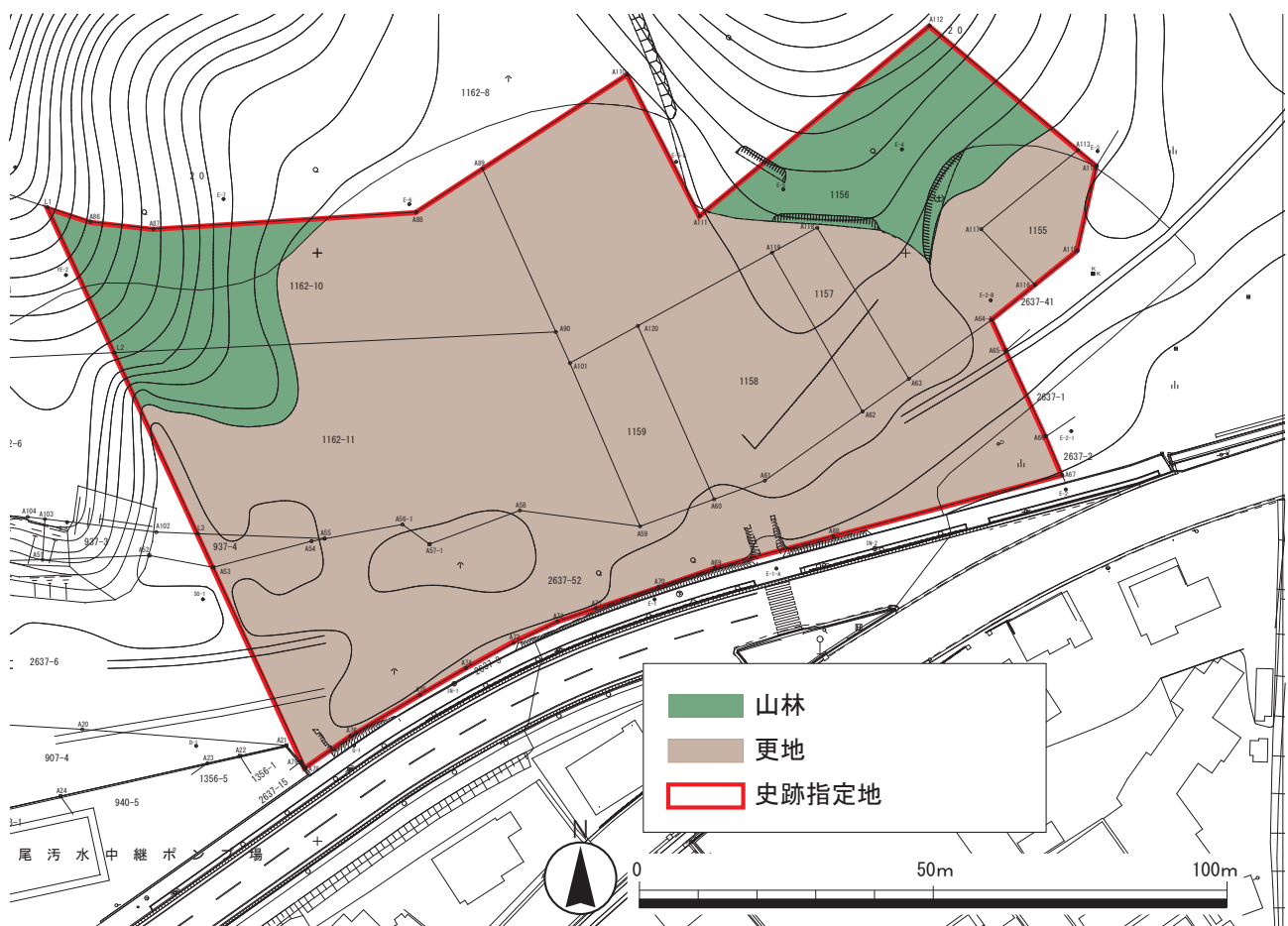


図 3-4-1 土地利用状況



図 3-4-2 史跡の全景



図 3-4-3 近景（東から）

第4章 筑豊炭田遺跡群の価値と目尾炭坑跡の構成要素

第1節 筑豊炭田遺跡群の価値

「第2章 筑豊炭田遺跡群の概要」、「第3章 目尾炭坑跡の沿革と概要」を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値を以下に整理する。

(1) 史跡としての価値

平成30年(2018)10月15日の史跡指定にあたって、指定説明では、群としての説明と単体としての説明が記されている。

以下、筑豊炭田遺跡群の史跡としての価値を、遺跡群としての価値、そして目尾炭坑跡としての価値(単体としての価値)の要点を以下に整理する。

1) 遺跡群としての価値

筑豊地域には坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがあるが、このうち、筑豊炭田遺跡群を構成する伊田坑跡、目尾炭坑跡、旧直方会議所等の3か所は特に残存状況が良好であり、歴史的意義も深い。

筑豊炭田は日本の近代化と戦後の復興を支えた日本最大の炭田であり、出炭量は明治後期から昭和初期にかけて、国内の石炭の約半数に近い出炭量を誇った我が国を代表する炭田である。筑豊炭田遺跡群は、筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭産業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要な遺構である。

2) 目尾炭坑跡としての価値

目尾炭坑は、筑豊で初めてスペシャルポンプによる排水に成功した炭坑である。目尾炭坑での蒸気機関の導入を機に筑豊の諸炭坑は急速に近代化を推し進め、出炭量を増加させていった。その後、日清戦争に石炭市場の拡大、門司港からの石炭輸出の拡大を経て、筑豊は我が国最大の産炭地となった。

スペシャルポンプを使用した堅坑に関連する構造物は保存状態が良好であり、目尾炭坑跡は、筑豊炭田の近代化の流れを理解することができる重要な遺構と言える。

また、目尾炭坑では、鉄道による石炭の運搬が主流になるまで、掘り出された石炭を川岸まで炭車で運び、川艦に積み込み河口の若松港まで運んでいた。杉山徳三郎も運搬において遠賀川を利用するうえで地理的条件に恵まれた目尾の地を重視したと思われる。明治27年(1894)に幸袋線が開通すると、目尾炭坑は幸袋線に接していることから、鉄道による運搬に交代する(図4-1-1)。このように目尾炭坑跡では、遠賀川での川艦による運搬から鉄道による運搬へ石炭の運搬手段の変遷を追うこ

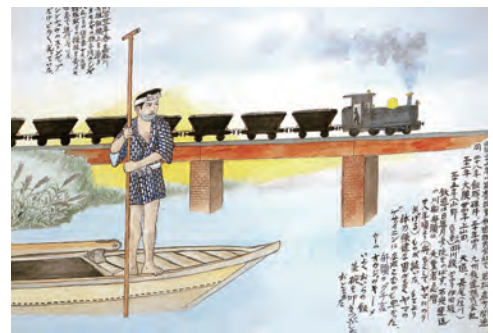


図4-1-1 船頭と陸蒸気

とができる。今も周辺の地形などから当時の様子を想像できる貴重な遺構と言える。

(2) 炭坑関連遺跡群としての価値

本市には、目尾炭坑跡以外にも多くの炭坑関連遺跡が所在している。

主な炭坑関連遺跡としては、旧伊藤家住宅（旧伊藤傳右エ門氏庭園）、嘉穂劇場、忠隈炭鉱ボタ山群、巻き上げ機台座が挙げられる。

それぞれ、本市に残る炭鉱経営者の住宅、当初炭鉱経営者等の出資により建てられ、その後再建築され現在も営業している大衆演劇場、最盛期の筑豊炭田を象徴する巨大なボタ山群、近代化された煉瓦造りの巻き上げ機台座である。

それぞれの遺跡の性格は異なるが、明治初期から昭和期に到るまで稼行した炭坑関連遺跡であり、目尾炭坑跡を起点として遠賀川沿いに南北約 10 km にわたって点在している（図 4-1-2）。

目尾炭坑跡を含むこれらの関連遺跡は、本市の炭鉱が操業していた当時の状況を多様な視点で理解するうえで貴重である。

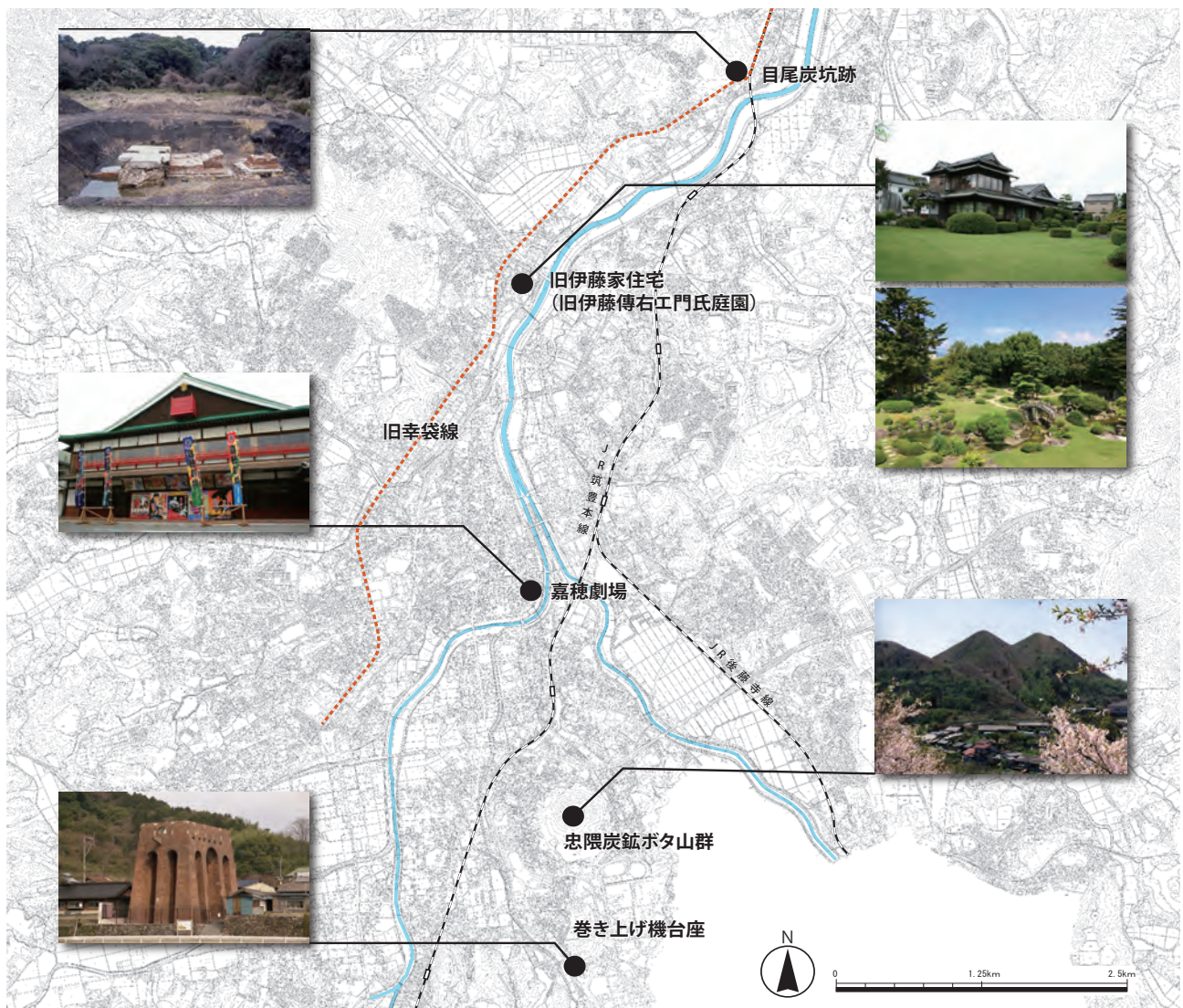


図 4-1-2 主な炭坑関連遺跡の位置

第2節 目尾炭坑跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

筑豊炭田遺跡群の価値を踏まえ、目尾炭坑跡の構成要素を史跡指定地内のものと、史跡指定地外のものに分けて分類する（図4-2-1）。

【史跡指定地内】

史跡としての価値を構成する要素は、目尾炭坑が稼働していた頃の遺構を指す。史跡としての価値を補完する要素は、目尾炭坑での採掘を終えた後の近隣の小規模炭坑に関連する遺構または、現時点では詳細が不明なものの近隣の小規模炭坑に関連する可能性がある遺構を指す。その他の要素は、上記以外で史跡指定地内に所在する要素を指す。

【史跡指定地外】

炭坑関連遺跡群としての価値を構成する要素は、本市に所在する炭坑関連遺跡を指す。

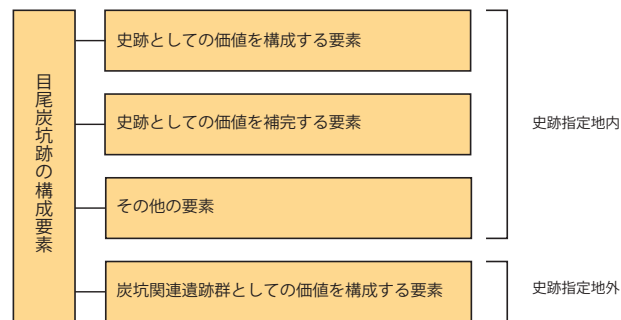


図4-2-1 構成要素の分類

(2) 構成要素の整理

4つの分類に基づいた目尾炭坑跡の構成要素について整理する（表4-2-1、図4-2-2、図4-2-3）。

表4-2-1 構成要素の整理

範囲		構成要素の分類	構成要素
計画対象範囲	史跡指定地	史跡としての価値を構成する要素	①コンクリート製蓋と煉瓦台座群 ②八角形煙突 ③円形煙突台座 ④モルタル床面 ⑤建物跡 ⑥排水管台座 ⑦給水ポンプ座 ⑧煉瓦積壁状遺構
		史跡としての価値を補完する要素	⑨線路 ⑩石垣溝・排水管 ⑪石垣 ⑫建物基礎
		その他の要素	⑬樹木
※丸数字は P45,46 の写真と対応			
	史跡指定地外	炭坑関連遺跡群としての価値を構成する要素	旧伊藤家住宅 旧伊藤傳右工門氏庭園 嘉穂劇場 忠隈炭鉱ボタ山群 巻き上げ機台座

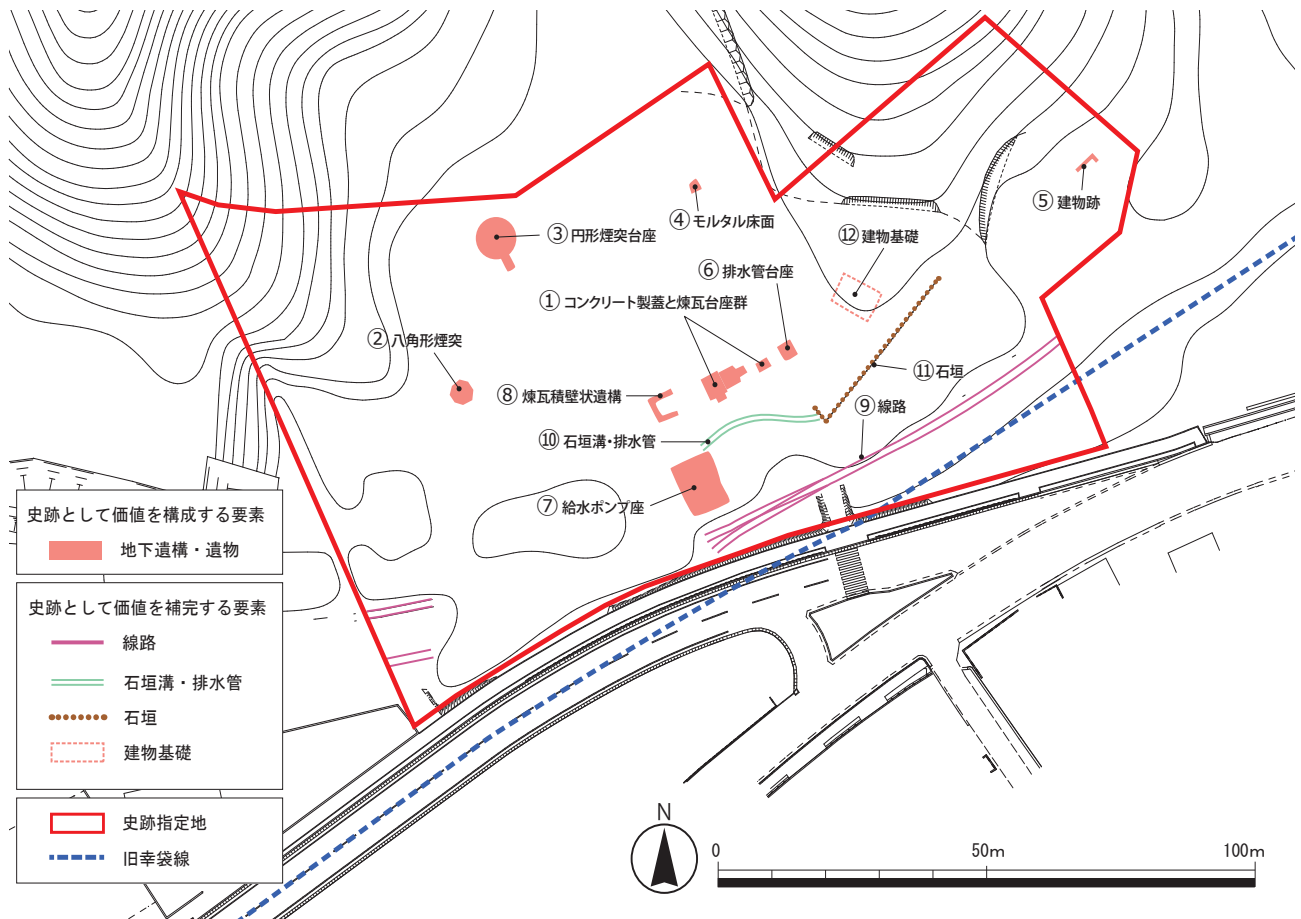


図 4-2-2 構成要素の分布図

史跡としての価値を構成する要素



①コンクリート製蓋と煉瓦台座群

コンクリート製蓋の下に竖坑があり、排気坑として使用していた施設である。煉瓦積台座は扇風機と発電機を載せる台座である。



②八角形煙突

八角形の煙突部分（現存高 1.5 m）と台座である。煙突の南側底部が開いているが、汽缶場からの連絡部分とみられる。



③円形煙突台座

直径約 8 m の円形煙突の台座部分である。南側に長さ約 3 m、幅 1.7 m、高さ 1.3 m のトンネル状構造物が取り付く。



④モルタル床面

地表下 3 m で検出した 2.5 m × 0.5 m のモルタル製の床面で格子状に細い溝が彫り込まれている。配置図から発電所関連とみられる。

図 4-2-3 構成要素の一覧 1/2



⑤建物跡

長さ 6m 以上の煉瓦基礎と排水溝として利用した半裁土管、便所遺構が確認されている。配置図から合宿所とみられる。



⑥排水管台座

長さ幅 3 × 3.5 m の台座の南壁中央には直径 0.6 m、長さ 1 m の土管を連続して 2 カ所取り付けられている。遠賀川へ排水するものとみられる。



⑦給水ポンプ座

長さ約 10 m、幅 7.3 m を測る。南壁に鉄管が取り付けられており、遠賀川より水を取り入れる施設であるとみられる。



⑧煉瓦積壁状遺構

長さ約 6m、幅 5m、厚さ約 0.95m を測る煉瓦製の壁状構造物である。東側の壁及び床面は検出されていない。

史跡としての価値を補完する要素



⑨線路

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する引き込み線として利用された。



⑩石垣溝、排水管

目尾炭坑の採掘が中止した後に土地利用するための排水等に必要な施設と考えられる。



⑪石垣

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する際に関係した構造物と思われる。



⑫建物基礎

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する際に関係した建物と思われる。

図 4-2-4 構成要素の一覧 2/2

第5章 目尾炭坑跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

(1) 現状

目尾炭坑の採掘終了後は施設の上部が取り壊され、埋め戻されて更地となった。この時第一竪坑跡は礫などが充填され、上部がコンクリートで覆われている。多くの地下遺構は地中に埋まっているが、地中の状況のモニタリング等を行われていない。

令和元年度に用地買収を行い、史跡地すべてが本市の所有地となっている。また、同年、史跡指定地の境界杭を設置している。

(2) 課題

目尾炭坑跡が有する筑豊炭田遺跡群としての価値を守り、伝えていくために求められる史跡指定地の保存管理に関する主な課題として、以下が挙げられる。

- 史跡指定地の通常管理や緊急時に対応する保存管理の方法が定まっていない。
- 史跡指定地内の建築・開発行為等に対する取扱いが明確でない。
- 陥没等に対する予見（調査）がない。

第2節 活用に関する現状と課題

(1) 現状

平成20年度から平成27年度にかけて発掘調査を行い、平成25年度と平成27年度に現地説明会を開催した。排水管台座や給水ポンプ座などの主な遺構を公開し、それぞれ50人近くの参加者があった。平成31年（2019）1月には国史跡に指定されたことを記念して、筑豊炭田遺跡群所在地の本市、田川市、直方市の3市でリレー形式のシンポジウムを行った。また、シンポジウムが行われた時期と合わせて飯塚市歴史資料館で目尾炭坑展を開催した。その他にも、地元ボランティアによる小学校での出前授業なども開催した。

なお、筑豊炭田遺跡群関連3市による活用に向けた連携は未だ具体的ではない。

(2) 課題

史跡を活用していくにあたって現段階で検討される主な課題としては以下が挙げられる。

- 筑豊炭田遺跡群のうち、飯塚市としての広域的な活用方針が十分ではない。
- 学校教育や社会教育との連携が十分ではない。
- 積極的な情報発信が行えておらず、国史跡としての認知度が低い。
- 市内の炭坑関連遺跡と連携したさらなる積極的な活用が求められる。

第3節 整備に関する現状と課題

(1) 現状

目尾炭坑跡は平成30年度に国指定史跡となった後、令和元年度に公有化を行い、令和2年度に保存活用計画を策定している。このため、史跡指定地は未整備の状態であるが、地下遺構は、地表から3mほど下に埋まっており、保護層は確保できている。

(2) 課題

今後検討される整備に関する主な課題を以下に整理する。

- 地下の遺構が現状で視認できない。
- 便益施設等も未整備であり、多様な人が訪れやすい環境整備が十分ではない。
- 樹木等が繁茂し、史跡景観を阻害している。
- 史跡の周辺に駐車場がないため、車での来訪者の受入環境が整っていない。

第4節 運営・体制に関する現状と課題

(1) 現状

本市は目尾炭坑跡の管理団体として、指定されている。令和元年度には用地買収を行い、史跡指定地すべてが本市の所有地となり、現在は飯塚市教育委員会文化課所管の土地となっている。また、筑豊炭田遺跡群全体の運営については、史跡指定を受けた後、本市、田川市、直方市で担当者レベルの3市会議を続けている。

(2) 課題

今後の運営・体制に関する主な課題を以下に整理する。

- 自治会、観光団体との連携がとれていない。
- 関係課等との情報共有や連携がとれていない。
- 3市の連携に対する重要度が高まっているが、具体的な取組が実施されていない。

第6章 筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念

筑豊炭田は、中央の大手資本だけでなく、炭鉱王とよばれた貝島、安川、麻生などの地場資本、さらには多数の中小炭鉱が入り乱れて炭鉱開発を行ったことが、最大の特徴である。このことは、同業組合である筑豊石炭鉱業組合の存在にも表れている。

筑豊炭田は、一時は国内総出炭量の約半数を占めるほど、我が国最大の産炭地として、膨大な量の石炭を供給し続けてきた。目尾炭坑の蒸気ポンプ導入から本格化した筑豊炭田の近代化は、明治末期に完成した伊田堅坑で一定の到達点に達した。空高く屹立する伊田堅坑の二本の煉瓦煙突は、筑豊炭田繁栄の象徴となった。石炭産業の興隆により人口は増加して筑豊各地に活気あふれる炭都が出現した。また、戦後は傾斜生産方式によって鉄鋼とともに石炭の増産が奨励され、戦後復興を支えるエネルギー源となった。

しかしながら、石炭産業は戦後復興の礎になったにも関わらず、昭和25年(1950)以降、石炭不況とエネルギー転換により、筑豊の炭坑は閉山を余儀なくされた。昭和30年(1955)以降、日本が高度経済成長期を迎えた陰で、筑豊の石炭産業は灯りが消えつつあった。炭鉱離職者や失業者が発生し、鉱害に苦しむ「疲弊した」姿は、我が国最大の心臓部だった頃の誇りを失わせ、石炭産業の歴史は脱却すべき負の遺産とさえ言われた。

筑豊炭田が消失して約半世紀が過ぎようとする現在、炭鉱経験者の記憶も薄れ、ヤマの風景も一変した。そのような中、近年では旧伊藤傳右エ門氏庭園(飯塚市)が国指定名勝となり、山本作兵衛コレクション(田川市)が日本初のユネスコ「世界の記憶」に登録されるなど、国内外より筑豊炭田の歴史に大きな価値が与えられた。これら物言わぬ文化財は、筑豊の揺らいだアイデンティティを取り戻し、地域住民が再度、地域の誇りとして郷土の歴史を語り、未来へ投射する契機となった。

筑豊炭田遺跡群は、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡、石炭流通の中心地であった直方に作られた会議所と模擬坑道、筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功した炭坑跡が、一括して国指定史跡となった。この群としての指定は、数多くの炭坑の種々の物語を包含する筑豊炭田の特徴そのものである。

本市は、田川市や直方市とともに、筑豊地域に暮らす人々や訪れた人々が、筑豊炭田遺跡群の物語に触れ、学び、筑豊地域を巡り地域の歴史や文化に触れることから、日本の近代化と戦後復興を支えた筑豊炭田という大きな物語を一人ひとりが紡ぎ、未来への羅針盤としてほしいという思いを保存活用に向けた基本理念として共有する(図6-1-1)。そして、筑豊炭田遺跡群の価値の保存を第一とする中で、それぞれの個性を活かしながら切磋琢磨し一体感を高める保存活用を推進する。

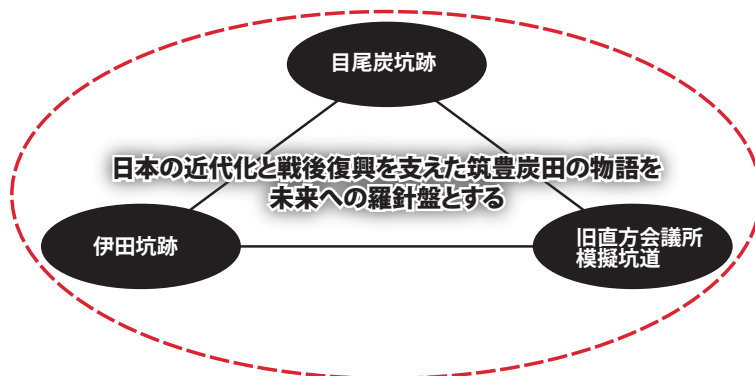


図 6-1-1 基本理念

第7章 目尾炭坑跡の目指す方向と保存活用方針

第1節 目尾炭坑跡の目指す方向

目尾炭坑は、筑豊で初めてスペシャルポンプによる排水に成功した炭坑であり、近代化の先駆けとなった炭坑である。目尾炭坑での蒸気機関の導入を機に筑豊の諸炭坑は急速に近代化を推し進め、出炭量を増やしていった結果、筑豊は我が国最大の産炭地となった。

また、目尾炭坑跡は、堅坑に関連する構造物の保存状態が良好であり、筑豊炭田の近代化の流れを理解することができる重要な遺構である。

しかし、目尾炭坑跡の価値を構成する遺構は、地中深くに埋まっており、地表は草木が生い茂っていることから、目尾炭坑がもたらした歴史的な影響力の大きさに反して、その存在を知らない人も多い。

今後は、調査により明らかとなった地下遺構を確実に保存することを前提としつつ、目尾炭坑跡の認知度を高め、筑豊炭田の近代化の始まりの地としての存在感を高めていく必要がある。

そのためには、目尾炭坑跡の魅力を多くの人々に伝える整備を行うとともに、市内に点在する炭坑関連遺跡とさらなる連携をとる必要がある。

今後は、史跡としての価値を損なわないように、適切な保存管理を徹底していく。さらに、史跡周辺の炭坑関連遺跡との連携を強化していく。

筑豊炭田の近代化の象徴である目尾炭坑跡を次世代へ確実に継承する保存活用の推進を目指す（図7-1-1）。

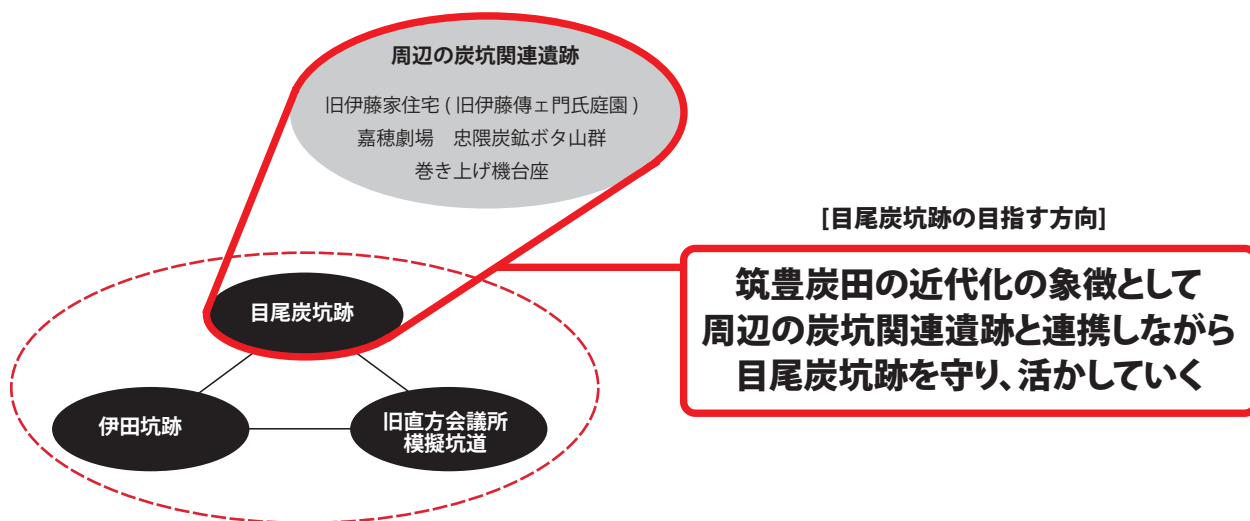


図7-1-1 目尾炭坑跡の目指す方向

第2節 目尾炭坑跡の保存活用方針

目尾炭坑跡の目指す方向「筑豊炭田の近代化の象徴として周辺の炭坑関連遺跡と連携しながら目尾炭坑跡を守り、活かしていく」の実現に向け、保存管理、活用、整備、運営・体制の4つの観点から保存活用方針を設定する。

以下に設定する各方針の推進にあたっては、筑豊炭田遺跡群が3市にそれぞれ史跡指定地が存在することを踏まえ、3市の相互連携を前提とする。

なお、各方針に基づく具体的な取組等については、第8章～11章で述べる。

(1) 保存管理方針

明治時代初期に蒸気機関の導入により、筑豊炭田の近代化を推し進めた目尾炭坑跡の価値を将来的に確実に継承する保存管理の推進を目指す。

(2) 活用方針

筑豊炭田の近代化の象徴であることを多くの人々に伝え、認知度を向上させるとともに、市民や来訪者に親しみや愛着を感じてもらえるような活用の推進を目指す。

(3) 整備方針

目尾炭坑跡は現況が更地であることから、地中に埋まる目尾炭坑跡の価値を顕在化させる活用整備を中心に進めていく。さらに、3つの史跡指定地がそれぞれの魅力で人々が訪れた時の充足感を高める活用整備の推進を目指す。

(4) 運営・体制方針

史跡としてだけでなく、観光資源としての一面を加味し、地域の活性化に寄与できるような体制の構築を目指す。

田川市、直方市、筑豊地域の市町村（観光部局）、関連する団体等と連携・協力し筑豊炭田遺跡群としての一体的な運営の推進を目指す。

第8章 目尾炭坑跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

目尾炭坑跡の地下遺構の確実な保存に取り組むとともに、史料を収集等により目尾炭坑跡の往時の姿を解明し、適正な保存や新たな価値の発見につなげる調査研究を継続する。

また、目尾炭坑跡の持続可能な保存管理の推進に向けて、保存管理の方法、現状変更等の取扱、追加指定や公有化の方針等を設定する。

第2節 保存管理の方法

史跡としての価値を構成する要素の保存を第一と考え、構成要素の毀損・滅失等を未然に防ぐ通常管理の継続に取り組む。また、突発的な事態における毀損・滅失等の被害を最小限に抑えるべく、緊急時の対応方法を明確にする（表8-2-1）。

【通常管理とは】

遺構の毀損や遺物の盗難など、価値が損なわれる状況を未然に防ぐとともに、快適な空間を維持するための管理である。点検・見回り、史跡標柱・案内板など保存施設の管理、定期的な除草や日常的な清掃等を含む。

【緊急時の対応とは】

風水災害や震災などの自然災害、管理施設の破壊や盗難・火災などの人的災害が発生した後に行う緊急時の管理である。異常が発見された場合の適切な措置を含む。

表 8-2-1 保存管理の方法

通常管理の方法	緊急時の対応
<ul style="list-style-type: none">●構成する地下遺構等の保存状態について定期的な点検・見回りを行う。●地面の陥没、法面や石垣等の崩れについて定期的な点検・見回りを行う。●違法投棄についての見回りを行う。●定期的な除草、清掃、樹木の枝打ち等を実施する。	<ul style="list-style-type: none">●大規模な自然災害<ul style="list-style-type: none">・人々の安全に目処が得られた段階で市文化財所管課が中心となって点検を実施し、各種構成要素の毀損・滅失状況を把握する。史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、関係機関と連携して、復旧にあたる。●人的災害<ul style="list-style-type: none">・史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、関係機関と連携して、復旧にあたる。
<ul style="list-style-type: none">●各種構成要素の毀損・滅失を発見した市民や来訪者からの報告を受け付ける。●必要に応じて、市民や来訪者に各種構成要素の毀損・滅失の発見に協力を求める。	

第3節 現状変更等の取扱

ここでは、文化財保護法に基づく現状変更等の取扱基準、市教育委員会が許可する現状変更等、現状変更等の許可を要しない行為を設定する（図 8-3-1）。

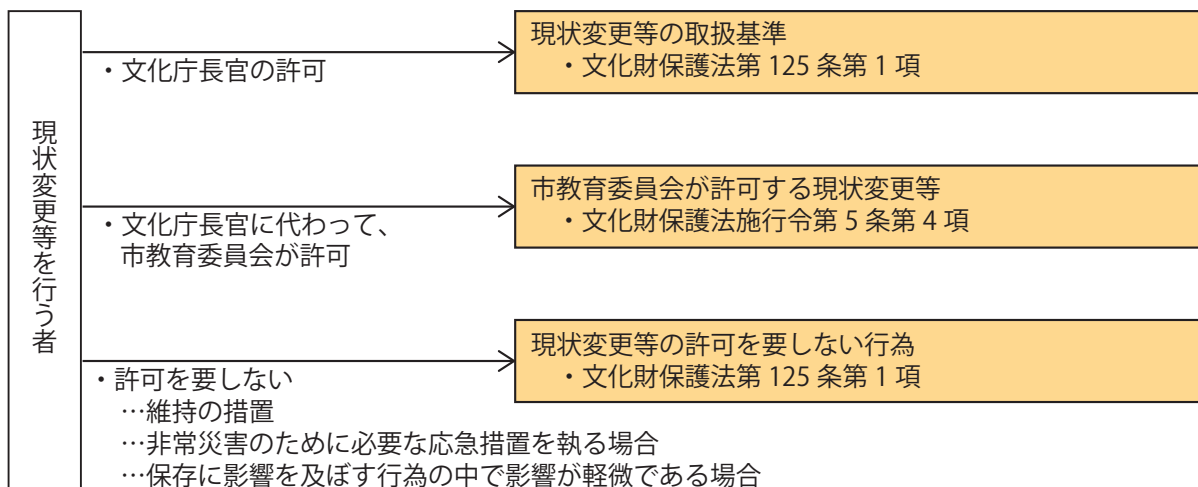


図 8-3-1 現状変更等への対応

(1) 現状変更等の取扱基準

史跡の保存管理に取り組むにあたって、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の取扱基準を設定する（表 8-3-1）。

表 8-3-1 現状変更等の取扱基準

全体基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目尾炭坑跡関連の地下遺構の保存を前提に、市が策定した史跡整備計画に基づく行為や災害復旧は認める。 2. 目尾炭坑跡関連の地下遺構への影響を最小限とすることを条件に、史跡整備等にともなう範囲の内容確認や学術的調査研究を目的とした発掘調査で市が行うものについては認める。 3. 上記 1、2 以外の現状変更等は原則認めない。ただし、筑豊炭田遺跡群の価値の維持向上に配慮した公益上必要な行為は、市教育委員会との事前協議を前提に、下記基準に基づき認める。
建築物の新築、改築	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う建築物の新築、改築
工作物の新設、改築、除却	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う工作物の新設、改築、除却
地形の改変	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う地形の改変
樹木の植栽、伐採等	史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う樹木の植栽、伐採、整枝等
仮設物の設置	史跡整備やイベント等による仮設物の設置

(2) 市教育委員会が許可する現状変更等

文化財保護法施行令第5条第4項に定められる軽微な現状変更等は、文化庁長官に代わり市教育委員会が許可を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する（表8-3-2）。

表 8-3-2 市教育委員会が許可する軽微な行為

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

(3) 現状変更等の許可を要しない行為

史跡指定地の現状変更等について、維持の措置（表 8-3-4）、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づく許可を要しない（表 8-3-3）。これらの行為に該当するか否かは、文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項に基づき、市教育委員会で判断する。

なお、現状変更等の許可を要しない行為に対しても、市教育委員会から遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 8-3-3 現状変更等の許可を要しない行為（文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項）

1	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2	前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

表 8-3-4 維持の措置の範囲（特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第 4 条）

史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき。

第 4 節 追加指定・公有化の方針

(1) 追加指定の方針

本計画の計画対象範囲は史跡指定地と同じであり、すでに公有化が完了している。

計画対象範囲外については、目尾炭坑跡に関連する遺構があると想定される範囲の確認調査を行い、重要な遺構が見つかった場合は、調査研究等を踏まえ、条件が整った段階で、追加指定を目指す。

(2) 公有化の方針

追加指定の方針に基づき追加指定を目指す範囲については、所有者等との協議により、整備や活用の条件が整った段階で公有化を目指す。

第 5 節 調査研究の方針

目尾炭坑跡の本来の姿を解明し、適切な保存法や新たな価値の発見につなげる調査研究に取り組む。また今後の整備や活用に向けての新しい取組や技術等についての調査研究に取り組む。

(1) 筑豊炭田の歴史的意義に関する調査研究

1) 筑豊炭田遺跡群の調査研究

我が国を代表する産炭地である筑豊炭田は、歴史学、経済学、建築学、社会学など様々な分野の学問が研究対象としており、膨大な蓄積がある。しかしながら、これまでは産炭地ごとに対象を限定したものがほとんどであるため、今後は、国内外の産炭地間の比較研究を行うことで、改めて、筑豊炭田の意義付けを行う必要がある。

また、過去に実施した筑豊炭田遺跡群詳細調査（『三井田川鉱業所伊田坑跡』所収）に基づき、筑豊地域の炭坑関連遺跡のさらなる悉皆調査についても、関係機関と協力して実施していく。

2) 目尾炭坑跡の調査研究

目尾炭坑跡の変遷過程をより具体的に理解するために、未知の文献資料や古写真などの史料を継続的に探索するとともに、聞き取りなどを実施して、調査研究を行っていく。

また、目尾炭坑跡の全容解明のために、地下遺構への影響を最小限にすることに留意し、必要に応じて発掘調査を実施する（図 8-5-1）。



図 8-5-1 発掘調査成果の現地説明会

(2) 保存技術、モニタリング技術の調査研究

目尾炭坑跡の史跡としての価値を構成する要素は、地中に埋まっている。保護層は確保できているものの、地下遺構を確実に保存していくためには地中のモニタリング調査が必要である。また、陥没等の危険性がないかどうかの調査も必要である。

地下遺構の最適な保存技術やモニタリング技術を調査研究する必要がある。

第9章 目尾炭坑跡の活用

第1節 活用の方向性

地域等との連携を強化し、目尾炭坑跡の認知度を高めつつ、市民や来訪者が親しみと魅力を感じることができるような多様な活用に取り組む。

スペシャルポンプの導入をきっかけとした筑豊炭田の近代化や、遠賀川や鉄道との位置関係から窺い知る、石炭の輸送手段の変遷を、わかりやすく伝えるような活用内容を検討する。また、目尾炭坑跡だけでなく、周辺の炭坑関連遺跡や飯塚市歴史資料館と連携した一体的な活用を目指す。

活用の方法を設定するにあたって、筑豊炭田遺跡群は、写真、絵画、書籍、映像等の記録資料が残されていることが大きな財産であると考え、これらの財産を有効に活用する。

第2節 活用の方法

(1) 遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭坑関連遺跡との連携強化

筑豊炭田の全体像や魅力をより浮かび上がらせるために、3市に所在する史跡指定地を関連づけ、遺跡群としての一体感の向上に取り組む。また、史跡指定地と周辺の炭坑関連遺跡との連携を強化し、炭鉱が操業していた当時の様子を多様な視点で理解できる取組を充実させる。

1) 回遊ツアーの開催

3市の史跡指定地や周辺の炭坑関連遺跡を巡り、筑豊炭田の魅力を体感できるような回遊ツアーを開催する。また、同日に3市を回遊するだけでなく、リレー形式で1つの史跡指定地と周辺の炭坑関連遺跡を巡るウォーキングツアー、サイクリングツアー、鉄道を活用したレールツアー、復元した川漕を活用した川下りツアー（図9-2-1）等の開催や企画・検討を行う。



図9-2-1 川漕を活用した川下りツアー
(平成26年実施)

2) 回遊マップづくり

3市の史跡指定地や炭坑関連遺跡、および史跡指定地とその周辺の回遊を促すマップの作成に取り組む。

マップづくりの際には、3市での内容の統一や既存の地図との違いに配慮し、観光マップや健康散策マップ等を作成する各担当部局、地元で詳しい住民の意見を取り入れるといった工夫に努める。また、遠方からの来訪者の利用にも配慮し、駐車や駐輪が可能な場所、休憩できる箇所、周辺の飲食店等などを示すことにも配慮する。

4) デジタルコンテンツの充実

3市の史跡指定地で共通のガイドアプリを作成・活用するなど、遺跡群としての一体感の向上を目指す。

目尾炭坑跡は、地上に遺構が確認できないため、AR・VR等の情報技術を活用し、往時のリアルな姿を可視化し、疑似体験させるようなコンテンツの充実に取り組む(図9-2-2)。特に、目尾炭坑跡の近代化の変遷など史跡の価値を伝えるために、動画やアニメーション等を効果的に活用する。



図9-2-2 デジタル技術を活用した
史跡解説イメージ
左下写真出典：『日本炭礦誌』

3) ツアーガイドの育成

目尾炭坑跡の認知度を高めると同時に、本市の石炭をテーマとした観光振興を図るために、市内に所在する炭坑関連遺跡である、旧伊藤家住宅(旧伊藤傳右エ門氏庭園)、嘉徳劇場、忠隈炭鉱ボタ山群、巻き上げ機台座なども含め、一体的に案内、解説ができるツアーガイドの育成に取り組む。

(2) 学びの機会の創出

近代化や戦後復興といった日本の近現代史とともに、目尾炭坑跡をきっかけに、周辺の炭坑関連遺跡についても知ること、石炭産業の発展とともに変容する人々の暮らしや先人について学ぶことができる機会の創出に取り組む。

1) 学校教育との連携

炭坑を知らない子どもたちに筑豊炭田遺跡群の価値を知ってもらうことを目的として、すでに行われている出前授業などを継続的に行う(図9-2-3)。

また、学校側との相互の情報共有に努める中で、学校側の求めに応じて学校のカリキュラムに対応した学習素材の提供にも協力する。



図9-2-3 出前授業

2) 社会教育との連携

歴史ボランティアや観光ボランティアなどの活動団体と連携し、シンポジウムや講演会、ワークショップなどを開催し、目尾炭坑跡を含む本市の炭坑関連遺跡に関する多様な学習機会の充実に取り組む(図9-2-4)。



図9-2-4 筑豊炭田遺跡群リレー講座

3) 飯塚市歴史資料館との連携

歴史資料館では、筑豊炭田に関する展示を行ってはいるが、目尾炭坑跡に関する展示をさらに充実させるために、現地でのガイダンス機能の整備に合わせて、歴史資料館での目尾炭坑跡に関連する展示内容の充実に取り組む。

(3) 認知度を高める情報発信

目尾炭坑跡の認知度を高めるため、歴史や炭坑に関心の高い人だけでなく幅広く多くの人々に目を向けてもらう情報発信に取り組む。また、情報発信の際には多言語化への対応にも配慮する。

1) 炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信

冊子、Web サイト、SNS など多様な媒体を活用し、日本の近代化と戦後復興を支えたという事柄だけでなく、筑豊炭田によりもたらされた食文化や人々の生活文化など、様々な角度から筑豊炭田遺跡群を紹介する情報発信に取り組む。

その推進にあたっては、地域で活躍するアーティストやデザイナーなどのクリエイティブな人材と連携し、より知的好奇心を刺激する工夫に努める。

2) 史跡のブランド化の推進

各種ローカルメディアをはじめ、テレビやラジオ、雑誌、映画、お祭りやスポーツイベントなどの機会を活かし、史跡を積極的に周知する。

また、ロゴマークの作成や、地域の民間事業者と連携し、史跡に関連する人や建造物などをモチーフにした商品開発を行うなど、史跡のブランド化を目指す。

第10章 目尾炭坑跡の整備

第1節 整備の方向性

地中に埋まる目尾炭坑跡の価値をより理解してもらうために、整備基本計画を定め、遺構の表示や総合案内板、案内板、解説板の設置等を行う。

また、来訪者が訪れやすく、快適に過ごせるような便益施設の充実等の環境整備を行う。

第2節 整備の方法

(1) 整備基本計画等の策定や作成

目尾炭坑跡の価値を次世代へ確実に継承するとともに、価値をより分かりやすく伝える整備の推進に向けて、整備基本計画を策定する。また、同計画に基づく基本設計や実施設計を作成し、整備の推進に取り組む。

(2) 多くの人に価値を伝える整備

目尾炭坑跡の価値や往時の姿を多くの人々にわかりやすく伝える整備の推進を図る。整備の推進にあたっては、特に、筑豊炭田遺跡群としての一体感の醸成に配慮する。

1) 遺構の表示

目尾炭坑跡は地上に遺構が残っていないため、未整備の状態では、当時どのような施設・設備があり、どのような配置だったのかを理解することが困難である。目尾炭坑跡を訪れた人々が、施設の配置や規模が理解できるように地下遺構の効果的な表示方法を検討する。

なお、遺構の表示の手法については、縮尺模型の設置や写真や図面などでの表示、地下遺構の三次元復元などからより効果的な手法を検討する。また、前述したAR・VR等のデジタルコンテンツとの組み合わせた手法についても検討する。特に、筑豊炭田の近代化のきっかけとなったスペシャルポンプについては、その実態をわかりやすく伝えるための表示方法等を検討する。

2) 展望広場の整備

史跡指定地の北側が高台になっている地形的特徴を活用し、遺構の表示により明確化した目尾炭坑の施設配置や、遠賀川や鉄道との位置関係を見渡すことができるような展望広場の整備を目指す。

3) 便益施設の整備

来訪者や周辺の住民が、訪れた際に快適に過ごすことができるように、史跡の価値の保存、史跡景観の保全に留意し、駐車場、トイレ、園路、ベンチなどの整備を検討する。

なお、駐車場は、史跡の保存及び景観整備の観点から可能な限り史跡指定地外の近隣地での確保に努める。

4) 総合案内板、案内板、解説板の統一

3 市に所在する史跡指定地の一体感を高めるためにサイン計画を作成し、同計画に基づき目尾炭坑跡全体の総合案内板、来訪者を誘導する案内板、目尾炭坑跡の解説板の設置に取り組む。これらのデザインについては、史跡指定地の景観と調和し、わかりやすいデザインに統一する。また、言語表記についてはできるだけ多言語対応するように配慮する。

5) 草木の整理

史跡をとりまく景観を改善するために、地下遺構への影響を与えないことを条件に、繁茂する樹木の伐採、間伐や植栽を行い、環境を整える。

第11章 目尾炭坑跡の運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

目尾炭坑跡を保存活用する取組を行う主体は、行政だけではない。市民や地域住民、活動団体や民間事業者、大学等研究教育機関などの様々な主体が連携・協力して取り組むことが重要である。

ここでは各主体の役割を明確化するとともに、3市が横断的に連携し合える管理運営体制を位置付ける。

第2節 運営・体制の方法

筑豊炭田遺跡群、目尾炭坑跡の保存管理、活用、整備の推進にあたって、求められる運営・体制の方法を設定する。

(1) 広域の連携・協働

3市に所在する筑豊炭田遺跡群を核に、筑豊地域の他の炭坑関連遺跡も活用しつつ、筑豊一帯の回遊性を高めるために、3市を核とした連携体制として「(仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議」の体制構築を目指す(図11-2-1)。

なお、将来的には筑豊地域の関係市町村の参加も可能な体制とする。

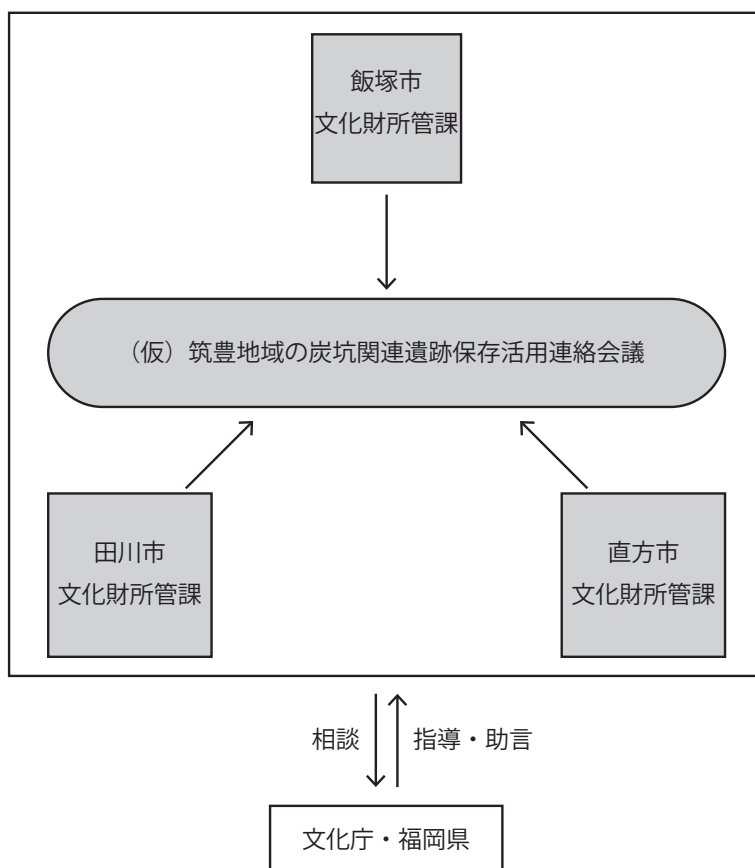


図 11-2-1 (仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議の体制イメージ

(2) 地域との連携・協働

筑豊炭田遺跡群に関心のある市民や各種団体が、目尾炭坑跡の保存活用に参加できる仕組みの構築にも取り組んでいく。

また、目尾炭坑跡への関心や誇りを持ってもらうことを目的に、有識者等の意見を踏まえつつ、各種団体やその他研究教育機関と連携・協働し、目尾炭坑跡の保存管理、活用、整備を推進していく体制の構築を目指す（図 11-2-2）。

また、目尾炭坑跡に近接する炭坑関連遺跡との一体的な保存活用も見据え、庁内連携の強化に取り組む。

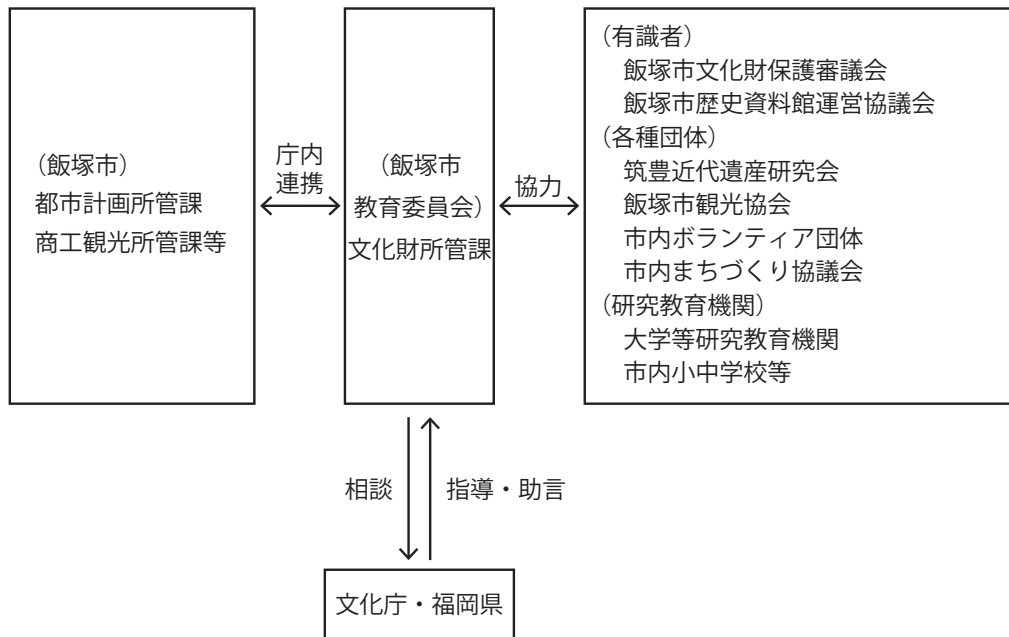


図 11-2-2 目尾炭坑跡保存活用体制イメージ

第12章 目尾炭坑跡に関する施策の実施計画

第1節 実施計画

前章までに示した施策の内容を実施計画としてに整理する（表12-1-1）。実施期間は、令和3年度より10年間とし、前期（令和3年度から令和7年度）および後期（令和8年度から令和12年度）に分ける。

表12-1-1 実施計画

主な施策		前期					後期				
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
保存管理	日常的な点検、清掃等										
	現状変更等への対応										
	追加指定	※必要に応じて対応									
	調査研究										
活用	遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭鉱関連遺跡との連携強化	回遊ツアーの開催									
		回遊マップづくり									
		デジタルコンテンツの充実									
		ツアーガイドの育成									
	学びの機会の創出	学校教育との連携									
		社会教育との連携									
		飯塚市歴史資料館との連携									
	認知度を高める情報発信	炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信									
史跡のブランド化の推進											
整備	整備基本計画、基本設計等の策定や作成										
	多くの人に価値を伝える整備	遺構の表示									
		展望広場の整備									
		便益施設の整備									
		総合案内板、案内板、解説板の統一									
	草木の整理										
運営・体制	広域の連携・協働										
	地域との連携・協働										

※網掛けは実施時期を表す。

第2節 経過観察

保存活用計画の見直しを見据え、実施計画が適切に実施されているか、目尾炭坑跡の保存活用が効果的に行われているかを把握する経過観察に取り組む。

経過観察の成果は、市文化財所管課が情報収集等を行い、計画の見直し時における基礎資料とする（表 12-2-1）。

表 12-2-1 各施策の経過観察

主な施策		経過観察の内容（情報収集等）	
保存管理	日常的な点検、清掃等	日常的な点検、清掃等の実績	
	現状変更等への対応	現状変更等の取扱の実績	
	追加指定	追加指定の実績	
	調査研究	調査研究の実績	
活用	遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭鉱関連遺跡との連携強化	回遊ツアーの開催	開催件数、参加者数、参加者満足度
		回遊マップづくり	作成数、配布数、利用者満足度
		デジタルコンテンツの充実	作成数、利用者数、利用者満足度
		ツアーガイドの育成	登録数、参加者満足度
	学びの機会の創出	学校教育との連携	参加者の満足度
		社会教育との連携	参加者の満足度
		飯塚市歴史資料館との連携	見学者の満足度
	認知度を高める情報発信	炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信	情報発信の実績
史跡のブランド化の推進		取組の実績	
整備	整備基本計画、基本設計等の策定や作成		策定や作成の実績
	多くの人に価値を伝える整備	遺構の表示	整備の実績
		展望広場の整備	整備の実績
		便益施設の整備	整備の実績
		総合案内板、案内板、解説板の統一	整備の実績
		草木の整理	整備の実績
運営体制	広域の連携・協働	体制構築の実績	
	地域との連携・協働	体制構築の実績	

第3節 計画の見直し

本計画の計画期間は令和3年度より10年間とする。なお、経過観察、社会環境・情勢の変化などを考慮し、必要に応じて、計画内容の見直しを実施する。